

官報

号外

昭和五十一年五月六日

第七十七回 衆議院會議録 第十五号

昭和五十一年五月六日(木曜日)

議事日程 第十二号

昭和五十一年五月六日

午後一時開議

第一 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時十六分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(稲村佐近四郎君) 報告を求めます。商工委員長稲村佐近四郎君。

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔稲村佐近四郎君登壇〕

○稲村佐近四郎君 ただいま議題となりました金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近の金属鉱産物の需要は、現下の経済情勢の中で、史上最大の需要減退に見舞われております。このような状況の中でわが国金属鉱業は、未曾有の過剰在庫を抱えて危機に直面しており、これを放置しておけば鉱石輸入削減等の問題が深刻化して、資源輸出発展途上国との友好関係に影を落としかねない状況となっております。これはひいてはわが国の金属鉱産物資源の安定的供給の確保を危うくすることにもなりかねません。したがって、今後の金属鉱産物の安定供給を確保するために、大部分を海外に依存しているわが国としては、需要の変動にかかわらず輸入量を安定させることが絶対に必要であります。

本案は、このような要請にこたえるため提案されたものであり、その主な内容の第一は、金属鉱業事業団の業務に金属鉱産物の備蓄に必要な資金

の貸付業務を加えること、第二は、政府は事業団の長期借入金または債券に係る債務について保証することができると等であり、

なお、本年度は、三百億円の原資をもって備蓄業務を行うこととしております。

本案は、去る二月十九日当委員会に付託され、四月二十三日河本通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を行い、四月二十八日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して、国内鉱山保護育成のための鉱業政策の確立と備蓄制度の拡充強化等を内容とする附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第三、昭和四十二年以後における公

失後も繼續して給付が受けられるようにすること
であります。

第四点は、現在政府管掌健康保険においての
実施している任意繼續被保険者制度を健康保険
合においても実施することあります。

次に、船員保険法の改正について申し上げます。

第一に、現金給付の改善でありますが、健康

院と同様に、分岐費の最低保障額及び配偶者分岐費の額を十万円に、葬祭料の最低保障額及び家族葬祭料の額を五万円に引き上げることとしたしております。

第二に、標準報酬の上下限の改定であります。が、上限を現行二十万円から三十四万円に、下限を現行二万四千円から三万六千円に改めることとしたしております。

第三に、一部負担金につきましては、初診時一部負担金の額を、健康保険と同様に、現行二百円から六百円に改定することとしたしております。

第四に、任意継続被保険者制度の導入についてであります。健康保険における任意継続被保険者制度の拡充と相まって、船員保険にも健康保険に準じた制度を新たに設けることとしたしております。

また、社会保険診療報酬支払基金法につきましては、基金の業務の範囲を改める等、所要の改正を行うこととしたしております。

なお、この法律の実施時期につきましては、本年七月一日からいたしておりますが、船員保険法の標準報酬に係る改正につきましては本年八月一日から実施することとし、また、社会保険診療報酬支払基金法の改正は公布の日からとしております。

以上が健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。村山富市君。

〔村山富市君登壇〕

○村山富市君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま趣旨説明のありました健康保険法等の一部を改正する法律案について、総理並びに

関係閣僚に質問をいたします。

歴代自民党政府による国民生活を犠牲にした大資本本位の経済成長政策は、人間の生存に必要な自然環境を破壊し、各種の公害を引き起こし、合理化による低賃金、労働強化は新しい職業病をつくり出し、その上、頻発する交通事故など、国民の命と健康は、時、所を問わず常に脅かされていくのであります。

しかも、厚生省の発表によれば、四十九年の国民医療費は五兆三千二百億円と推計されており、五十年には六兆四千億円に達すると言われております。その他、この推計に算入されていない自己負担分を含めると、実に莫大な医療費となるのであります。国民は大変な医療費の負担をさせられていくのであります。

にもかかわらず、医療を保障する国の責任は、全く果たされていない現状であります。すでにわが国の医療は多くの国民の批判的となり、たとえば、保険あつて医療なし、あるいはまた完業医療とか、さらには人体破壊の医療とまで糾弾されているのであります。

しかるに政府は、これほどまでに不信を買っている医療の現状に対して、抜本的な改革に手をつけようとならないのみか、健康保険財政の破綻をひたすら国民の負担によって切り抜けようとしているのであります。

医療保障の責任、すなわち、すべての国民にいつでも適切な医療を保障する責任は、言うまでもなく政府にあります。このことは、世界保健機構の憲章においても、「各国政府は、自国民の健康に関して責任を有し、この責任は、充分な保健的及び社会的措置を執ることによってのみ果たすることができる」と宣言しているものであります。

翻つて、わが国の現状を見ますと、たとえば病院、診療所総数の実に九五％余りが私的経営にゆだねられており、国公立療養機関はわずかに四％という実態であります。しかも、医療機関は都市に集中し、無医地区は依然としてなくなるという現

状であります。

さらに、提供される医療は、より点数の高い医療、より利己の大きい薬剤を選択される、いわゆるそらばん医療に走る傾向になっているのであります。

こうした実態は、どこから見ても、医療保障に対する政府の無責任ぶりを示すものと言わなければなりません。この点について、総理、あなたはどのような認識をされておられるか、また、責任をお感じになっておられるか、まずお尋ねをいたします。

このような医療の荒廃をどう克服していくかについては、何らかの抜本的改善のためのプランを示さなければなりません。働く国民と患者の提出によつて保険財政を賄おうとしても、それはざるに水を注ぐような結果になると断ぜざるを得ません。負担する国民の側から見れば、うかうか病気に悩まされないような不安な医療制度では提出する気にもなれないというのが、ごく当然の論理ではないでしょうか。

この観点から、次の諸点についてお尋ねをいたします。

まず、救急医療についてであります。

昭和四十八年に内閣広報室が行った世論調査によれば、国民の医療に関する不安と要求のトップは、この救急医療対策にあります。このことは、本年二月にいわゆる急患たらい回しの訴訟が行われていることにもあらわれていと言えましょう。確かにこのような怒りと不安は、医療砂漠の実態をよく反映しています。救急告示医療機関の救急について見ても、昭和四十八年に境に減少の傾向にあります。また、消防庁の調査では、実に十一回以上も電話で問い合わせをしなければ医療機関に収容されなかった救急患者が四十九年中に四千人以上もあり、同じく十一回以上も転送されてやっと診てもらえた者が百五十七人もあったというように恐るべき実態が広がっているからであります。助かる命も助からなくなるといふ、こ

のような実態を政府はどのように克服しようとしているのか、十分確信の持てる施策を行っているのか、この際明らかにしていただきたいと思ひます。(拍手)

特に、救急出撃件数の五〇％以上が急病による出場であるにもかかわらず、救急業務を定める唯一の根拠法は依然として消防法のみであり、しかも、これは事故による救急患者を搬送することを規定したものにすぎません。これは明らかに政府の怠慢と言わなければなりません。たとえば救急医療整備特別措置法といったような新規の立法が必要ではないかと考えますが、いかがお考えでありますか、お尋ねいたします。

また、せめて国公立医療機関や大学附属病院などは、結核、精神病院など特殊な医療機関を除いて、救急病院としての役割りを果たすべきだと思いますが、現状では、国公立医療機関のうち救急医療機関になっているのは三割にも満たず、また、二十七の国立大学附属病院のうち救急病院になっているのは東大附属病院のみであります。高性能と最も近代的な研究施設や医療器具を備えているこれらの医療機関を救急医療機関として緊急の要請にこたえさせることは、むしろ当然ではないかと存じますが、その意思があるかどうか、総理並びに文部大臣にお尋ねをいたします。

また、こうした施策を推進するためには当然国の財政措置が必要であります。大蔵大臣の見解もこの際承っておきたいと存じます。

国民負担の増大に合意を得るためには、救急医療対策に次いで、いわゆる保険外負担となつてくる差額徴収の解消が必要であります。

まず、差額ベッドについてお尋ねをいたします。

国公立病院においては差額ベッドを完全撤廃せよという行政指導をとるべきではないかと存じますが、なぜこれができないのか、納得のいく御答弁をいただきたいと存じます。

ちなみに、大阪市においては、差額ベッドは差

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する村山富市君の質疑

四三二

別ベッドであるとする住民運動が起こり、市当局との話し合いの結果、市立病院の差額ベッドは三年間で解消するとの方針を明らかにしました。国立病院から差額ベッドを全廃せよという方針が決して不可能なことではないと存じますが、いかがでしょうか、明確な答弁をいただきたいと存じます。

次に、基準看護病院でさえ付き添いが置かれていた状態についてであります。全医務の調査によれば、本年二月一日現在、国立病院、療養所のうち、調査対象五十二施設のすべてに何らかの形で付き添いがおり、その数は合計二千六百名余りに及んでおります。利用者から見れば、このような医療機関が基準看護病院を名乗ること自体、詐欺にも等しいと言わなければなりません。政府はこれに対してどのように対処する方針でありますか、お尋ねをいたします。

なお、この問題は、医療従事者、なかんずく看護婦の増員問題と密接な関係があることは言うまでもありません。複数夜勤、月八日以内という人事院の判定は昭和四十年のことでありましたが、それから十年たった今日、なお国立病院、療養所でさえ一人夜勤の病棟が四割も占めているというのであります。これは政府の看護対策がほとんど実効を上げていない証拠であると思わなければなりません。この際、すべての医療従事者に週休二日制を保障し、あるいはまた准看護制度を廃止すべきであるという強い要請がありますが、これらの問題について、政府はどのような計画、方針を持っているか、明らかにしていただきたいと存じます。

(拍手)

さらに、歯科における差額問題も、何ら解決に向かっているわけではありませんか。昨年の第七十五通常国会においても、歯科における差額診療及び自由診療について、歯科医師会等から参考人の出席を求めて説明に当たってまいりましたが、今日に至るもなお、基本的には何ら解決されていないのであります。政府はこの問題をどう解決する

お考えであるか、方針を承りたいと存じます。次に、提案された法案の内容についてお尋ねをいたします。

まず、一部負担の引き上げについてであります。被保険者の負担能力がきわめて脆弱であること、保険以外の自己負担を余儀なくされていること、もし受診の抑制を期待しているとするならば、それは国民の健康権を侵害するものであり、特に低所得者層に最も影響が大きく、早期発見、早期治療という医療原則に反する結果ともなりかねません。まず私は、これらの一部負担をなぜとる必要があるのか、その目的は何か、その根拠についてお尋ねをいたしたいと存じます。

今回の引き上げは、初診時現行二百円を六百元に、入院時一部負担一日六十円を二百円に、負担期間一月を六月に延長するといふきわめて大幅な引き上げとなっております。とりわけ入院時の一部負担引き上げは、仮に六月以上入院した場合、千八百円で済んだものが三万六千円という実に大幅な自己負担となるのであります。その上、すでに申し述べましたように、差額料や付添看護料などを考えますと、実に莫大な自己負担となるのであります。

不況で苦しんでいる中小企業やそこで働いている労働者は、仮に春闘で若干の賃上げがあったとしても、減税なし、各種公共料金の引き上げ、物価の値上がりなどにより、実質賃金は低下させられていくのであります。一度入院でもすれば、途端に苦境に陥るといふことになります。これでは保険があっても、うかうか入院もできないではありませんか。

厚生大臣、撤回される意思はありませんか、お尋ねをいたします。

次に、高額療養費についてお尋ねをいたします。各種の年金が個人単位を原則としているのに対し、健康保険は世帯単位をいたしております。にもかかわらず、高額療養費の公費負担が個人単位であり、レセプト単位になっております。したがって、二つ以上の医療機関で治療を受けた場合、自己負担の総額が三万九千円をはるかに超えても支給の対象にはならない。さらに、同一家族で二人以上が同時に疾病にかかり、仮に一人が三万五千円、他の一人も三万五千円、合計七万円の自己負担があったとしても、高額療養費は支給の対象にならないのであります。

世帯単位にしている健康保険制度からすれば、明らかに矛盾であります。これらの療養費を負担する家計は同じであります。療養費の家計に及ぼす負担の軽減を図ることを目的とした高額療養費公費負担のたてまえからすれば、全く不合理であります。検討する意義がどうかどうか、厚生大臣の見解を承りたいと存じます。

最後に、近年、地域医療や住民医療ということが強調されるようになりました。これは、患者と各種医療担当者が一体となって、言いかえまして、医療現場を構成する人々が一体となって、一人一人の患者に最も適した医療の創造を目指す理念であります。しかし、この場合、これらの医療を構成する人々の相互の信頼関係が成立していることが、最も大切な欠くことのできない条件となるのであります。しかし、今日の医療の荒廃は、最も大切な信頼関係を築くことが困難となっていることを示しております。

その基本的な原因は、医師または医療機関と患者との間に営利的な動機が介在していることである。特に、患者が薬を飲めば飲むほど医療機関の収入がふえ、薬に頼らず治療すれば経営が成り立たないというこの仕組みは、患者にとって、医師にとっても、これは不幸なことではありません。しかも、薬の副作用による各種の悲惨な薬害患者が発生し、社会問題となっているのであります。しかし、製薬企業にとってはこれは都合なことはなく、このような構造の上に大手製薬企業の高いうけが保障されているのであります。このようなシステムを放置してきた政府の責任は重大であります。厚生大臣の所見を承りたいと存じます。

以上、医療荒廃の実態について幾つかの問題点を指摘してまいりましたが、当面の大きな政治課題として、医療制度全般に対する検討と抜本的改革が強く要請されております。いまや避けて通ることはできません。ロッキード問題で大企業と政府高官との癒着が明るみに出されようとしています。国民に背を向け、医療の抜本的改革をサボっている三木内閣の姿勢は、厳しく追及されなければなりません。(拍手)

総理の医療改革に取り組む決意と構想について責任ある答弁を要求して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣三木武夫君登壇)

○内閣総理大臣(三木武夫君) 村山君にお答えをいたします。

第一問は、医療の供給体制の不備に対してどうするかという御質問でございます。医療体制の整備については、医学が時々刻々に進歩するものですから、その成果を速やかに国民が享受し得られるよう、従来からも積極的に推進をしてまいったわけでございまして、今日の日本の医療水準はかなりの水準に整備されていると考えています。しかし、村山君の御指摘のように、いろいろ問題は抱えております。たとえば、僻地の医療、あるいは救急医療の確保とか看護婦の不足の問題などがあり、当面する医療行政の重要な課題としてこれらの問題に取り組んでいるところでございまして。

第二の御質問は、医療保険の根本的な改正という問題でございます。

医療保険制度については、これまで、家族給付率の引き上げ等、逐次改善は行ってきたところでございますが、村山君御指摘のごとく、いろいろと医療制度というものの欠陥があることは事実でございます。しかし、医療制度というものの対しては、関係者の立場によって意見が非常に分かれておることは御承知のとおりであります。し

かし、全般的に検討をしなければならぬことは事実でございますので、国民各層の理解を得てこの問題と取り組んでいく所存でございます。

次は、国民医療の確保を図るために公的な医療機関を中心にするというふうな御意見が村山君の御意見の中にあつたと思いますが、自由主義社会を基調とする今日の我が国においては、医療制度の面においても、開業医制のもとに公私の医療機関がその機能に応じて役割りを果たしていくことを根本にすべきである。公的な医療機関を中心にした医療制度をそれに組みかえていくということとは適当でない。

社会保険における診療報酬については、いろいろ医学の進歩、社会経済の変動等に応じて改善を図つてまいって、今後とも適正な水準を確保したいと考えております。

なお、医療保障全般について私がどういふ構想を持つておるかというお尋ねがございましたが、医療体制の整備の目標というものは、すべての国民がいつでも、必要な予防、あるいはまた治療、リハビリテーションに至るまで、医療を享受できるといふことにあると思いますが、国としては、医療関係者の養成確保であるとか、医療機関の整備であるとか、医学研究の促進等、積極的に進めてきたところでありますが、今後とも着実にこういう施策を積み重ねて、国民がいつでも必要に応じて医療の機会を持てるように、国民医療の確保のために努力を払っていくということが大きな医療に対する基本的な考えでございます。

また、国とかあるいは公立の大学附属病院、救急医療の機関としてこれを整備すべきであるという御意見もあつたと思いますが、大学病院は、これに対しては、救急を要する患者については、告示の有無にかかわらず受け入れておるところでございます。まして、厚生省所管の国立病院とかについては、がんとか小児、リハビリテーションなどの特殊病院を除けば、おおむね全病院が救急病院としての役割りと取り組んでおるところでございます。

で、今後とも積極的に取り組むように指導してまいる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣田中正巳君登壇〕

○国務大臣(田中正巳君) 質問が多岐にわたつておりますが、順次御答弁申し上げます。

まず第一に、救急医療についてお話がございました。現下の実情にかんがみ、救急医療の円滑、適正な実施ということには最も大切な課題であるというふうに考えておることは、村山さんと御同感であります。救急告示施設の設置あるいは休日夜間急患センターの設置、当番医制の普及、また、今年度は救命救急センター等を設置してまいりましたが、問題はなおたくさん残つておるわけでありまして、今日、たらい回し事件等が起るたびに、私は身を切られるように責任を痛感するわけでございますので、したがって、この問題について今後改善を図らなければならぬというところで、いろいろ今日問題を検討し、前進させるべく努力をいたしているところであります。

具体的には、こうした近年の疾病構造の変化や交通事故等の実情に即応した施策を講ずるために、各界各層の有識者の意見を取りまとめたことを考へており、また、関係するお医者さんたちの協力も得たいと考へましたもので、先般、救急医療対策についての懇談会を私の私的諮問機関として設置をいたしまして、いろいろな意見やいろいろな施策というものについて意見をくみ上げ、これを昭和五十二年の予算の最も大きな眼目にいたさなければならぬというふうに考へておるわけでございます。そういうことをやりまして、救急医療の確保、円滑な実施というものが一日も早くできるように努力をいたしておるところでございます。

これについて、法律を必要とするのではないかと御意見がございしますが、法律も場合によつては制定をすることも必要であらうかと思ひますが、しかし、実際には、救急医療体制の体制づくりをどうしたならば円滑かつ確実にできるかとい

う実態をつくり上げる方が先だと私は思つております。立法については、今後の検討課題といたしたいというふうに思つております。

国公立医療機関について差額徴収を全廃してはどうかという御意見がございました。いろいろ考へてみますと、国公立病院の入院患者でも、その人の職業や地位によつて、やはり特別なベッドに入らなければならぬ人がおるだろうということ、皆さんも御想像ができるだろうと思ひます。したがって、国公立病院なるがゆゑに差額徴収を全廃することは実態としていかにかかと思ひますが、しかし、差額徴収を全廃することによって病院の収入を上げるといふふうな手だてになつてはいけないということであらうと思ひますので、そうした方向で今後改善を図つていきたいと考えております。

基準看護の問題でございますが、基準看護については、やはり人員の確保と給与の引き上げという二つの面からこれを改善していかなければならぬと考へて、今回の診療報酬の改定に当たつても、民間の人員費を上回つた看護料の引き上げをいたし、基準看護加算の傾斜的配分を行ったものでありまして、今後、この問題は、中協においていろいろ御討議もしておるところでありますので、さらに前進をいたしたいと思つております。

次に、歯科差額問題についての御質問がございました。これはかねがねの問題でございます。先般、三月二十三日に中協協の答申をいたしておるところであります。しかし、私としては、歯科差額問題の解決を図るといふのも私の仕事でありまして、国民の歯科医療の円滑な実施ということも私の重要な職責でございますので、こうした歯科医療の混乱を避けながら、この問題の適切、妥協なる解決を図るべく、今日、日本歯科医師会といろいろと協議をいたしておるところでございます。まして、できるだけ早い機会に、過去の経緯を踏まえて、実はいろいろ複雑な過去の経緯がございまして、問題は簡単ではございませんが、適

切、妥協なる措置を講じたいというふうに思つております。

一部負担の目的及び機能についていろいろ議論がございました。私は、健康保険制度における一部負担の機能あるいは目的といふものはいろいろあると思うのですが、給付を受ける者と受けない者との負担の均衡、あるいは健康に対する自己責任の自覚等々、いろいろ学者等においても議論されておるところであります。今回の一部負担の改正は、現行制度を前提とした社会経済情勢の変動に応じたスライド的な改定でありまして、一部負担に関する考へ方の違いをここに具現したものでございます。

入院時一部負担の引き上げについていろいろ御意見がございましたが、これは昭和四十二年以降据え置かれておるわけでありまして、この間に、皆さんも御承知のとおり、経済事情はかなり変わつておるわけでありまして、また、期間を延長したことは、傷病手当金の支給期間を勘案してやつたことでございます。

高額療養費制度について、家族単位にしたかどうかという御意見がございましたが、高額療養費制度は最近始まつた制度でございます。いろいろ問題があることは、委員会においても皆さんからいろいろ御質問があり、私もいろいろ考へておるところであります。いまや、これが完成した制度でないことは、お互いに承知をしておるところであります。したがって、今後検討をいたしていきたいと思いますが、現在やっているレセプト単位を家族単位にすることについては、かなり事務的にむづかしい問題があるのではなからうかというふうに考へられます。

医療費の中における薬剤費の問題につきましては、いろいろ御意見がございました。最近、医療費に占める率は、昭和四十八年から四十九年といふふうな、相対的には減少をしておるわけでございます。しかし、必要以上に薬が投与されることのないような制度というものは考へをしなければ

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する村山富市君の質疑 健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する寺前巖君の質疑

四二四

ならないと考えております。

したがって、薬によって保険医療機関が収入を上げるといふ仕組みというものは、これをぜひ排除しなければならぬというわけで、薬価基準は実勢価格とできるだけ近寄ったものにしなければならぬということだろうと思つております。かような意味で、今回の薬価基準の改正には銘柄別薬価方式を採用した等、実際の薬価と薬価基準との乖離というものをできるだけ縮めて、薬によって保険医療機関が収入を上げるといふことを避けるように、目下努力中でございます。

以上です。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) 私に對しましては、救急医療に對する財政措置についてのお尋ねでございます。

昭和五十一年度は、前年に対して約二倍に当たる約二十億圓、一般会計、特別会計を通じて救急医療に對して財政支出を考へておるわけでございますが、これによりまして、救命救急センターが新設され、それに国立病院を参加させる、あるいは自治体病院の救急機能に對する助成範囲を拡大するといふような措置を考へておるわけでございます。

今後、仰せのように、各種の医療施設を地域的な医療体制に有効に組み込みまして、救急医療の要請にこたえるといふことが必要だと思つて、各省庁と協議いたしまして、可能な限り善処をいたしたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣永井道雄君登壇〕

○国務大臣(永井道雄君) まず、大学病院が救急医療に役立つべきであるといふ御質疑でございますが、私も全くそう考へます。積極的に役立っているか、それと考へております。そこで、そのために、まず現状はどうなつてゐるか、実情の問題、それから、文部省としてこれについてどう考へてゐるかといふ今後の対策の問題、そ

の二つに分けて申し上げたいと思つております。

まず第一に、現状を申し上げます、御指摘のように、国立大学の病院で救急病院を定めます省令に基づき告示のある病院といふものは、一病院、一つしかないといふのが状況でございます。しかし、公立の中では八病院中四病院、私立は二十八病院中十病院が、救急病院の告示をいたしてあります。

しかしながら、大学病院の場合に、告示の有無にかかわらず地域の医療に協力すべきでございますから、有無にかかわらず救急をいたして受け入れをやっておりますので、四十九年度の統計を見ますと、国立大学附属病院につきましても、三万八千人の救急患者を取り扱つてゐるわけでございます。

しかしながら、第二点、今後の対策として、これを一層強化していく上で考へるべきかといふ問題があるかと考へます。そこで、私も考へておりますのは、大学の附属病院といふものには一つの役割があります、それと地元医師会とかあるいは公共団体等がどういふふうな協力をしていくかといふことで、救急医療に對する十分なネットワークをつくっていくことが必要ではないか、こういう考へで国立大学の病院に指導をいたしてゐるわけでございます。

その際、大学附属病院といふものは、このネットワークの中でやはり特別な役割を果たすべきでございますが、おおよそ三点にわたつて重要な役割があるのではないかと。第一は、高水準な医療機関として救急、災害医療に協力すること。つまり、最寄りの医療機関に行きまして、さらに大学に移らなければならぬといふ、そういうふうな事態に對応すること。第二点といたしましては、災害時等の医療班の組織等を行うこと。次に、救急、災害といふものは重要な問題でございますから、これを教育、研究の上からも取り組んでいくこと。この三点を積極的に大学病院に役割を果たしまして、ネットワークの中で役立っていくよ

うにすべきであるといふ考へでございます。

こういう考へ方に基づきまして、必要な看護要員を増員いたさなければなりませんし、また、大学におきまして救急部といふものを整備していきたい、かように考へてゐる次第でございます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 寺前巖君。

〔寺前巖君登壇〕

〔議長退席、副議長着席〕

○寺前巖君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、ただいま議題となつてゐます健康保険法一部改正案について質問をいたします。

戦後三十年余りたつた今日、国民はかつてない深刻な不況と物価高という二重の困難なもとで生活を脅かされてゐます。また、歴代自民党政府の大資本優先の高度成長政策の結果、世界最大の公害、世界最大の交通事故、労働災害、薬品や食品添加物による被害、そして健康破壊が進行してゐるのであります。そのことは、千人当たりの有病率が昭和三十年、三七・九あったものが、四十七年には一〇・二となつてゐることからも明らかであります。

国民は万一を考へ、毎月平均八千円からの多額の健康保険料を払つてゐます。ところが、いざ病気がやがになつたとき救急車のめんどろになつても、病院をたらい回しにされ、助かるべき命を失うといふ事態が枚挙にいとまありません。また、大都市においてさえ、休日や夜間は医療砂漠と言われ、辺地、離島の国民にとつては、文字どおり、保険あつて医療なしと言われる状態に置かれてゐます。老人の疾病の三分の一を占める脳卒中は、かつては半身不随や寝たきりとなつたとされたものが、いまでは適切な治療とリハビリテーションがあれば、社会復帰を可能にしています。しかし、その体制がほとんどないため、せっかくの医学の成果が生かされていません。いまや、すべての国民は、いつでも、どこでも安心して医療が

受けられることを切実に望んでゐるのであります。

そこで私は、まず総理並びに関係大臣に、医療保険の前提とも言える国民の医療を受ける権利をどうするのか、そのことからお尋ねをいたします。

その第一、救急車のたらい回しを解消するため、救急病院の指定が約五〇％と言われる文部省、三公社を含む国立病院、また約四〇％と言われる公立病院を救急の角度から見直し、それらの公的病院に、いつでも対処できる必要なベッドと医療要員の配置を行うべきであると思つてゐます。いまも御答弁がございましたが、いつから具体的にどのようなにされるか、御答弁をさらに求めるものであります。

第二にお尋ねしたいのは、休日、夜間の診療体制についてであります。

厚生省の五十年年度の補助事業は、全国で百四十カ所、しかも大半が休日だけという実情であります。少なくとも、人口十万人当たり一カ所の休日と夜間をあわせた診療体制を確立するために、必要な施設と経費補助の大幅引き上げをすべきだと思つてゐますが、いかがでしょうか。

第三に、立ちおくれてゐるリハビリテーション医療の改善のために、国立大学医学部にリハビリテーションの講座を設け、また、大量の技術者を養成し、脳卒中患者などに行つた運動療法などを含めて、全面的に保険を適用し、診療報酬を大幅に引き上げるべきであると思つてゐますが、答弁願ひたいと思つてゐます。

第四に、難病患者の期待にこたへ、発病原因や治療法の研究、開発を図るため、わが国の最高スタッフによる大規模な研究者のチームをつくり、必要な財政援助を行うべきであると思つてゐますが、どのような見解を持つておられるのか、お答え願ひたい。

さて、第二に質問したい点は、お年寄りの医療についてであります。

昨年十二月、老人医療有料化への動きが伝えられ、国民の間に大きな不安を与えました。ことしは一応現状維持になったものの、昨年七月の財政制度審議会の中間報告あるいは八月の大蔵省広報誌論文などで、一部負担の導入をすべきだとの趣旨が述べられているだけに、国民の不安は解消しておりません。

現在のお年寄りは、三十年余り前に戦争に駆り出され、戦後は混乱した社会で子供を育て、働き続けてこられた方々であります。しかるにわが国では、アメリカやヨーロッパと比べて二倍も三倍も多い約五〇%のお年寄りが、いまだお生活のために働いているのであります。それを見るにつけ、安心して老後を暮らせる保障を確立することは、日本の政治の重要な課題であると思ひます。

(拍手)

この際、三木総理に、老人医療無料化を後退させないといふことを、この場で明確に答弁していただきたいのであります。

第三にお尋ねしたいのは、保険給付以外の患者の自己負担を解消することについてであります。

その一つは、入院料差額負担であります。

厚生省が料差額を患者の二〇%以下に抑えるよう指導していると言われているにもかかわらず、最近、健康保険組合連合会が発表したところにより、患者の五・一%が料差額を徴収されておられ、国公立病院でも三九・三%の民間病院では何と五七%の患者が負担を強いられられているのであります。さらに、一日五千円前後もかかる付添看護料を、基準看護病院である国公立で六四%、民間で二六%の患者に負担をさせているのであります。こうした患者負担を放置することは、金がかねれば入院できないということであり、高い保険料を何のために払っているかわからないのであります。

少なくとも、直ちに国公立病院から、特別の場合を除き料差額負担と付添看護料の患者負担を一掃する具体的な措置をとるべきであると思ひます。

す。明確にお答え願ひたい。

二つ目の問題は、歯科医療の差額についてであります。

政府は、三月二十三日の中医協の答申を受け、歯科技術料の差額徴収公認の通達を廃止する態度を決めました。これは三十万円、五十万円という法外な差額負担に苦しめられている国民にとって当然のことです。歯の痛みほど耐えがたいものはありません。ところが、いまだにこの問題の解決を見ないのは、一体どうしたことでしょうか。これは政府が、昭和三十年、四十二年と二度にわたる通達により、歯科治療に公然と差額徴収を導入し、歯科医の経営が国民の自己負担による差額収入に依存せざるを得ない状態に長年にわたって追い込んだ、その結果であります。それだけに政府の責任で措置をとることが必要であります。

歯科医が良心的な治療ができるよう、歯科医療技術の進歩にふさわしい診療報酬の適正な改善を図ることが緊急を要する課題だと思ひますが、お尋ねいたします。

最後にお聞きしたいのは、健康保険財政についてであります。

政府は、三年前の健康保険法の一部改正により、保険料率を国会審議抜きで引き上げるいわゆる弾力条項を導入し、四十八年十月に七%であった保険料率を、ことしの十月には何と七・八%にも引き上げようとしているのであります。そして本法案においては、初診時二百円の一部負担を三倍の六百円、入院時一部負担、一日当たり六十円を三・三倍の二百円、期間延長を含めると実に二十倍の三万六千円に、さらに高額療養費は三〇%も引き上げようとしているのであります。

そこでお尋ねしたい第一の点は、保険料率や一部負担の引き上げをしなくてもよいように、医療費中に占める薬剤費を抑える問題についてであります。

厚生省の調査によれば、政府管掌健康保険にお

ける医療費中の薬剤費は、昭和三十四年には一八・六%であったものが、四十八年には四六・四%と、全体の半分近くに達し、保険財政を圧迫する大きな原因となつてきているのであります。この数字は、諸外国の二倍、三倍にもなる異常な高率であります。

わが国の医薬品販売の実情を見ると、製薬企業がたった一種類の新薬を販売するだけで年間百億円とか二百億円とかの売り上げを得ており、その上、三年間は事実上競争品なしの独占的な販売が保障されているのであります。この際、薬価問題に根本的なメスを入れ、速やかに現行の薬価決定方式を、イギリスやフランスで行われている製造原価を基礎にした薬価決定方式に転換させるべきだと思ひますが、お答え願ひたい。(拍手)こうすれば、二割から三割、薬価を低く抑え、国民の負担増なしに、政府管掌健康保険で二千億から四千億円の財源がつかられ、医療給付の改善をすることができるとのであります。

さらに二つ目の問題としては、健康保険財政対策を初め、医療体制について全面的に国会で審議できるように、政府が一方的に値上げを押しつける、保険料のいわゆる弾力条項を撤廃することです。

三つ目の問題は、保険料の負担割合についてであります。すでに医療保険を含む社会保険の労使負担は、フランスやイタリアではほぼ一対四となつており、先進諸外国の医療保険は、国と資本家を中心とする負担が趨勢となつています。わが国でも、春闘共闘など広範な労働者が、いま政府に、労働者三資本家七という負担割合の変更を要求しています。中小企業家の負担を増大させることなく、この方向を追求すべきであると思ひますが、以上の三点について、厚生大臣の率直なお考えを示していただきたい。

最後に、国民健康保険についてお尋ねします。この保険には、商工業者や農民など、多くの勤労市民が入っていますが、給付は本人、家族とも

に七割、その上、傷病手当金制度がなく、助産費も低く抑えられています。せめて政府管掌健康保険並みに給付を改善すべきだと思ひますが、どうですか。

もともとこの保険は、老人などが多いために財政力が弱いものであります。それにもかかわらず、自治体が住民の切実な要求にこたえて、老人医療の年齢引き下げ、休日、夜間、救急医療を国の援助もない中で行つてきています。ところが、これに対し政府が、あたかも不当なことを地方自治体が行っているがとき批判をすることは、本末を転倒するものであります。速やかに、法律に決められているとおり、事務費の全額国庫負担を行い、地方自治体の超過負担を解消するとともに、大幅な国庫補助の引き上げで住民の要求にこたえる財政援助を行うべきであると思ひますが、お尋ねしたいと思ひます。

以上、私は、保険あつて医療なしという事態に何らの抜本策のないまま、分娩費や葬祭料の引き上げなどの若干の改善はあるものの、相変わらず一方的に国民に負担増を押しつけ、保険財政対策のみをその主要な内容とする健康保険法の一部改正案に怒りを持つとともに、速やかに本法案を撤回され、被保険者に負担増を強いることなく、国民の期待にこたえる医療政策に抜本的に転換されることを要望し、政府の責任ある答弁を求めて、質問を終わるものであります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫) 寺前君にお答えをいたします。

第一の御質問は、医療体制の整備等、医療の供給体制をどのように整備していくかという問題でございますが、御承知のごとく、政府は医療体制の整備については二つの柱を考えている。一つは医療に従事する人間の確保、一つには医療の機関の整備、充実ということでございます。

この点については、たくさん問題を抱えておることは、寺前君御指摘のとおりでございます。

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する寺前巖君の質疑

四二六

ま御指摘のあった救急医療の問題、これも問題を抱えておるわけです。僻地医療であるとか、休日、夜間の診療の確保であるとか、看護婦等の不足の解消など、問題があることは事実でございます。こういう問題については政府は、いろんな指摘されておるような問題を解消していくために、今後積極的に取り組んでまいりたいというのがこの救急体制の整備について考えておる点でございます。

第二には、老人医療の問題についていろいろ御質問がございました。老人医療の問題については、寺前君も御承知のように、単に財政上の問題ばかりではないですね。医療の供給面についても、いろんな議論があることは御承知のとおりでございます。今後においては、こういう実態を調査してみたい。そして、どうすれば老人のために本当に老人の幸せを図れるかということを主眼といたしまして、老人福祉の対策の一環として基本的に検討をしてまいりたいという考えでございます。

また、差額徴収の問題についていろいろ御質問がございました。国立病院の差額徴収の場合でございます。この問題については、政府としても、やむを得ない場合に与える。あるいは患者の希望によって特別室というものに入ることを要求される場合がある、こういうふうな場合、あるいはまた、家族にかわつての付き添いの看護人による付き添い、今後とも、それは本当にやむを得ない場合を除いて、そういうふうな差額の負担というものはないように指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたしました。あとは厚生大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣田中正巳君登壇〕

○国務大臣(田中正巳君) 救急医療の問題について御質問がございましたが、先ほど村山委員にお答えしたとおり、五十二年度予算の最大の課題としてこれに積極的に取り組む所存でございます。

が、なお五十二年以前においても、いろいろと行政を確実にやるようにさらに努力をいたしたいと思ひます。

国立病院の協力を進めることも必要でございますが、この問題については、民間医療機関の協力もぜひやらなければならぬという幅の広い視野でもって、対策を拡充いたさなければならぬと思ひております。

次に、休日夜間診療体制を確立するために、十万人に一カ所の補助対象をふやしたらどうか、こういうことでございますが、いろいろ考えてみますと、機械的に十万人に一カ所というのと、四十万都市だと四カ所ということに相なるのだからかと思ひますが、現在は、百四十三カ所、十萬都市以上上のあるところは一カ所ということで設置をいたしております。これを急いでいるわけでありまして、十萬以上の全都市すべてに行き渡るようになったら、こうしたことを踏まえていろいろ努力をいたしたいと思ひておりますが、機械的に十萬に一カ所、五十萬に五カ所というふうな考え方では、この問題がうまくいくかどうか、さらに検討してみなければならぬと思ひております。

リハビリテーションについては、大変必要なことでございますので、四十九年の二月に、診療報酬改定に当たつて、身体障害者作業療法、身体障害者運動療法を診療報酬の面において新設をいたしたわけでありますが、これは四月の改正においても約四〇％という引き上げをいたしたわけでございまして、今後ともリハビリテーションが全面的に保険の対象としてやられていくように努力をいたします。

付添看護、差額ベッドについてのいろいろなお話がございます。先ほど御答弁を申し上げましたが、従来の方針を強力に進め、いやくもこうしたもののために必要な医療の機会が妨げられることのないようにいたす所存でございます。

歯科差額問題については、いろいろなお話がございます。この問題については、従来の長い経緯

緯もあり、また過去におけるいろいろないきさつについていろいろ問題が実はあるようでございまして、私も、掘り下げれば掘り下げるほど問題の根深いところがよくわかるわけでございまして、寺前議員の所説をも参考にいたしながら、適切、合理的な解決を図るような方途を具体的に講じたい。そのために日本歯科医師会とも相談をいたしたいと思ひております。

医療費に占める薬剤費の問題でございますが、薬剤費を原価計算の主義によれというところでございしますが、これは実際問題としてなかなか大変だろと思ひます。試験研究費、人件費等の問題をどう振り込むか、いろいろな問題がございまして、かねがねこの問題は中医協においていろいろ長い間やってきたことでございしますが、例の九〇％バルクライン方式をもってこれをやるということが中医協の過去における経緯でございまして、これをにわかに改めることについては、検討はいたしますが、そう簡単なものではなさそうでございます。

保険料の労使負担をこの際五〇、五〇を変えたらどうかということでございますが、これについては、被用者保険制度全体の問題でございまして、今後慎重に検討したいと思ひますが、ヨーロッパにおいてもいろいろな例がございまして、決して三割、七割とかいうものばかりではございません。五〇、五〇というのもございまして、わが国の実情に一体どれがよろしいのか、そしてそういうことをやつた場合に一体資金形成にどのように影響するか、そうしたことをしさいに検討いたさなければ、簡単な結論は、私は、むずかしい、かつ危険であると思ひております。

次に、国保につきましては、いろいろと給付水準を改善せよということでございますが、国保につきましては、何分にも使用主のない、しかも一般の自営業者あるいは農漁民等を対象とする保険でございますので、国においては相当の実効補助をいたしているわけであります。既存の国庫補

助、臨時財政調整交付金、特別療養給付費補助金等、実に一兆二千八百七十五億圓がこしの国保に対する補助金、助成金でございます。厚生省予算の多くはこれに占められておるわけですが、なお国保の財政は各保険者とも案ではございせん。しかも保険料はなかなか上げることができないということでございますので、したがって、給付を普通の政管健保並みに上げるといふことは、実際問題として簡単なものではございません。国保のいろいろと抜本改正、老人をどのように扱うか、こうしたことを、老人の医療をどのグループで扱うか等々の根本的な問題との関連において解決すべきものというふうに考えております。

〔国務大臣永井道雄君登壇〕

○国務大臣(永井道雄君) 大病院におきまして救急の重要性について、村山議員が先ほどお尋ねになりましたことと重なります点、寺前議員の御質問に対する答弁の中にありますといけませんので、なるべく重ならないように申し上げます。

まず、実情の方は先ほどすでに申し上げましたので、これは大要だけ申し上げますと、四十九年度が延べ三万八千人が国立大病院において救急患者として取り扱われた人でございまして、先ほどの御質疑の中に、そういうことを言うが、具体的に対策をどういうふうに行っているのか、その点を述べよというお言葉でございましたので、そこに力点を置いてお答えしたいと思います。

それにつきましては、これも先ほど申し上げたことでございまして、大病院だけでなく、他の地域の医師会等と十分なネットワークをつくつていて、そして大病院として特に果たし得る役割りというものを重視して救急医療に役立てていくべきだと申し上げましたが、これは先ほど、対策であつて、これからのことを考えているというふうな御印象を与えたとすると、そうではございせんので、すでに対策として、こういう角度から国立の大学に、文部省として、大学の自治を重ん

じながら他方において指導をいたしている現状でございます。こういう方向を一層、いまでもやっておりますが、強めてまいりたいということでございます。

なお、救急部につきまして、やはり緊急医療の場合に救急部が必要であると先ほど申しましたが、これにつきましては、これも今後のことでなく、昭和四十年代に入りましてから、仮に告示を受けていない大学病院の場合にも、早く救急部をつくっていくようにということで整備をいたしてまいりましたので、告示は一カ所でございますが、救急部ができましたところは、現段階では七カ所になりました。そういう方向で、七カ所では足りませんから、今後これをふやしていきたいということでございます。

さらに、救急部ができましたと、その中の看護要員というものをどうするかという問題がございますから、これは、救急部の増設と並行して看護要員の増員を図るように、今後計画を進めていきたいと考えております。

第二点のリハビリテーションに関するわが国の大学における講座、あるいはリハビリテーション関係の専門家の養成が弱体ではないかという御質問でございます。これは、弱体であるというか、おかれているというのが実情でありますから、御指摘のとおりであると申し上げるほかはないのであります。さような状況におきまして、今後リハビリテーション関係の研究を強化することはきわめて重要でございます。

そこで、まず研究講座の方から申しますと、講座は現在国公私立六十大学に設けられているところがないのでございますが、しかしながら、教育課程の中に授業科目を設けるという形でこの問題に取り組んでいる大学が、すでに二十一生まれしました。また、授業科目を設けておりません場合には、整形外科学、内科学などの授業内容にリハビリテーションを含めて実施しているところがございます。しかし、それだけでは不十分でございます。

すので、現在筑波大学におきましては、五十二年四月開設予定でリハビリテーション医学の教育研究体制を強化する構想を持っております。そのほか、国立大学の研究所あるいは研究施設でリハビリテーション関係の研究部門を設置する、あるいは附属病院におきまして、理学療法部、いわゆるフィジカルセラピーの部の設置も逐年進めてきております。

しかし、これだけでは不十分でございます。やはり医学部の設置基準というものをと弾力的にいたしますと、現在の講座の中でもリハビリテーションを強化していくことができますので、本年の四月一日に医学部設置基準を改正いたしました。そこで、まだそれからそれほど日数を経っておりませんが、この新しい改正によりまして授業時間数の配分割合の弾力化が図れますから、こうした角度でリハビリテーションについてのいわば教育というものを強化していくのではないかと考えております。

しかし、先ほど御質疑の中で、そういうことと関連して、理学療法士あるいは作業療法士、フィジカルセラピスト、オキペーショナルセラピスト、こういうものの養成をどうするかというお言葉がございましたが、これにつきましては、現在各種学校で行われていることは御承知のとおりでございます。しかし強化しなければいけませんので、これも先ほどの日付と同じになります。去る四月一日に、各種学校の中で整備されましたものを専修学校といたすことに相なりましたので、この種のリハビリテーション関係の学校が基準に合っておりません場合には、そうしたものとしまして、専修学校の一部として今後強化される方向が開かれたのは、いまだ一カ月前強前であるということでございます。

しかしながら、それだけでは不十分であると思えますから、さらに、リハビリテーション関係指導者をどういうふうにして確保し養成していくかという問題につきまして、専修学校の方法だけに

限らず、どう考えるべきかということは、文部省として今後も検討を続けていかなければならないことと考えております。

以上、私のお答えとする次第でございます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 小濱新次君。

〔小濱新次君登壇〕

○小濱新次君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました健康保険法等の一部を改正する法律案について、三木総理並びに厚生大臣に質問をいたします。

このたびの改正案は、わが国の健康保険制度史上通算して五十一回目の改正であり、その間、わが国の医療行政が保険あつて医療なしの言葉に象徴されるように、無医地区、救急、夜間休日診療、差額徴収、付添看護料の患者負担の増大など、医療保険を取り巻く医療の荒廃は著しく、今日では一段と患者の保険外負担がふえていることは、すでに周知のとおりでございます。

かかる現状において、医療保険の抜本改正が関係団体の意見、社会保険審議会等の答申及び国会審議を通して何回となく要望されてきたのであります。加えて戦後最大の不況下における改正であることから、本法の改正案に対する国民の期待はきわめて高いものがあり、政府はこの際、国民が納得のいく誠意ある答弁をすべきであり、このことを強く要望して具体的な質問に入ります。

初めに、今回提案された法案は、さきに述べたように、国民が等しく期待する健康保険制度の抜本改正ではなく、四十八年改正後の経済情勢の激変や医療費の急増などからくる保険財政の赤字に対処し、制度の維持を図るため、被保険者に負担増を要求した改悪であることを厳しく指摘するものであります。

さらに、社会保障制度審議会の答申も、政管健保の財政対策中心であり、本改正に対し関係審議会等から強い批判のあるのは、政府が各方面から

つとに指摘されてきた医療制度の抜本対策を怠ってきたことに起因していると述べており、抜本改正を公約してきた政府の責任は重大であります。この点について、総理並びに厚生大臣の責任ある答弁をお伺いするものでございます。(拍手)

次に、本改正案の中で最も改悪と言われている一部負担の問題についてお尋ねをいたします。

健康保険が社会保険である以上、強制加入であり、日ごろから健康のときに保険料を付けて、疾病のときに安心して保険給付により医療を受けられる制度であることは納得できるのであります。が、健康保険の被保険者が給付を受ける場合に、国鉄や郵便料金のように、受益者負担という名のもとに一部負担を行うのは当然であるかのような考え方は大きな誤りであります。さらに、保険財政に赤字が増大したからという理由で一部負担をふやすことは、国家保障制度である社会保険の本質にとるものであり、何のための、だれのための健康保険であるのか、全く理解に苦しむものでございます。(拍手)むしろ、疾病の早期発見、早期治療の見地からすれば、初診料の一部負担は廃止するのが当然であるとの意見もあるものであります。

改正案では、初診時の一部負担は現行二百円を六百円に引き上げるのであります。昭和四十二年以来二百円のまま据え置かれてきた経緯を考えますと、初診時の一部負担の引き上げは、受診抑制につながるために据え置かれてきたのであり、入院時の一部負担は、現行一日六十円一カ月間を、一日二百円六カ月と一挙に三倍以上と、特に期間を六倍にしたことは、差額ベッド、付添看護の問題が解決していない現在、国民生活の経済状況に対応してスライドに改定したとはいえず、被保険者の負担増であり、改悪であります。

この点について、社会保険審議会の答申も、被保険者の負担能力がきわめて脆弱であること、差額ベッド、付添看護料等の保険外負担が重いなどと反対しており、ちなみに、諸外国においては、入

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する小濱新次君の質疑

四二八

院時の一部負担は行われていないのであります。厚生大臣の見解を承りたいのであります。

次に、給付の改善についてお尋ねいたします。

政府は、現金給付である分給費及び埋葬料の最低保障額の引き上げをもつて給付を改善したと宣伝し、強調していますが、これは本来の給付部門ではなく、健康保険の給付のうちでは特異なもので、普遍的な給付ではないのであり、むしろ健康保険給付部門としてはその件数も少なく、給付改善による財政支出もわずかの金額であります。また、この分給費などの改善は、保険料率の改定等による保険財政の収入増に対し、給付改善を最小限にとどめて支出減を図ったものと言われても仕方のないことであります。

現在、被保険者が保険給付の改善を早急に実施してほしい給付に、本人と家族の給付率の格差の是正があります。この点について厚生大臣の英断を期待するものでありますが、率直な見解を承りたいと思います。

次に、標準報酬の改定についてお尋ねをいたします。

標準報酬の上限の頭打ちがその全体の五割以上に達したところから、上限の引き上げは当然の措置であります。下限を二万円から三万円に引き上げたことは、低所得者の保険料負担が増大することになり、上限と同様に簡単に引き上げるべきではなく、配慮が不十分であると思っております。が、厚生大臣の責任ある答弁をお願いするものであります。

次に、改正案にあらわれてこない保険料率の引き上げについてお伺いします。

政管健保の料率の改定は、弾力条項によって政令改定にゆだねられていることは周知のとおりであり、今回の改定では千分の二を引き上げ千分の七十八にするのであります。

この弾力条項の発動については、伝家の宝刀であり、四十八年の健保改正の際に、やたらに行使はしないことを政府は国会答弁で約束しております。

から、それを数年にしてはごにされたことは、まさに馬脚をあらわしたとしか言いようがないのであります。

また、政管健保の保険料率の引き上げは、当然国民健保などすべての保険制度に波及していくことは火を見るより明らかであり、一般の公共料金の引き上げと同様な役割を持っていることから、弾力条項の発動はより慎重でなければならぬと思っております。が、厚生大臣の見解を承りたいものであります。

さらに、同じ政令事項の高額療養費の自己負担限度額が、現行三万円を三万九千円と大幅に引き上げるとは、四十八年の改定における政府のわずかな改善と言えざる目玉商品に、政府みずからどろを塗らんとするものであります。もとより現行制度の問題点として、四十八年の附帯決議でも、「家族高額療養費制度の運用にあつては、極力患者負担の軽減を図るよう努めること」と決議したにもかかわらず、長期療養患者や複数の重症患者を抱える家族に対して厳しい給付制限があり、必ずしも被保険者及びその家族にとって実情に合っているとは言えないというのが制度の実態なのであります。したがって、改正という以上、これらの問題を解決せずして自己負担の限度額のみを引き上げるとは、まさに片手落ちという以外の何物でもないと思っております。が、厚生大臣の責任ある答弁を期待するものであります。

次に、任意継続被保険者制度についてお伺いいたします。

本法案では、現行の加入期間一年を二年に延長し、保険料も被保険者の平均保険料を軽減するといふものであります。が、定年退職後の被保険者にとつて、疾病率の上昇、収入減などきわめて生活力が低下するとともに、やがて労働能力が失われたとき、国民健康保険に移行し七割給付となることは不合理であり、従前どおりの保険給付を行うべきであるということから、本格的な退職者医療制度の確立が望まれていたのであります。

こうした経緯については、すでに政府も御承知のことと思いますが、小手先の改善でお茶を濁すのではなく、この際、退職者医療制度を創設される意思はないか、創設されるとすれば、いつごろ実現されるのか、厚生大臣の御所見をお尋ねするものでございます。

次に、国庫負担については、現行法では医療給付費の一〇%としているが、社会保険審議会での議論として、二〇%に引き上げるべきであるとの意見が強く出ていたものであります。が、今回の改正案では改正されていないのであります。仮に弾力条項により最大限千分の八十まで保険料が引き上げられたとしても、国庫負担率は一六・四%にすぎず、三・六%が不足することになるのであります。国庫負担率の改定をする意思があるか否か、厚生大臣の見解をお尋ねいたします。

最後に、医療制度の今後のあり方について総理にお伺いいたします。

今回の改正案が国民の期待を裏切る内容であることは、これまで指摘してきたとおりであります。したがって、そこからは、わが国の経済が直面している低成長時代の厳しい環境の中で、将来の給付、負担はどうあるべきか、そのためには、どのような重点策、選択的改革が必要であるかという行政の責任は皆無であります。

社会保障制度審議会の答申も、医療供給体制の整備や医療資源の効率的配分がどのように行われるのか、診療報酬体系をどうするか、薬剤に関する問題をどう解決するのかなどが明確にならないまま放置されていると指摘しており、政府の態度を明らかにすべきであると述べているのであります。また、差額ベッド、付添看護料等の問題の早期解決を要望しております。

この際、総理は、医療制度の将来の方針について明確なる答弁を国民の前に明らかにすべきであります。

以上、申し上げましたとおり、この法案は、抜本改正を怠った改正案であること、さらに法案の

内容からも余りにも問題点が多くあり、この際、廃案として、国民の期待にこたえ得る法案に再考すべきことを強く主張して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(三木武夫君) 小濱君にお答えをいたします。〕

二問ございましたが、いずれも関連をする問題なので、かためてお答えをいたします。

今回の健康保険の改正は、最近の経済の変動に対応するべく、いわばスライド的な処置を講じたものであります。制度の健全な運営を図ってまいるという目的のものでございます。小濱君の御指摘のように、これは抜本的な改正というものはございません。

今後、医療制度というものは、結局、人間の生命の維持、発展ということが政治が追求する最も基本的な課題でありまして、そのためには、医療制度のあり方というものはきわめて重要な政治の課題であるという考えでございます。そのためには結局は、医学というものが日に進歩していきましますし、また、社会情勢もいまは非常に変化の時期でありますから、医療の水準、あるいはまた社会情勢の変化を踏まえて、そのときの医療、あるいはまたいろいろな予防的な処置も入るでしようし、リハビリテーションもその中に入りますが、そういうものをすべての国民が等しく受けられるような医療体制をつくるということがございします。そのためには、医療従事者の人間の確保ということもきわめてこれは重要な課題であるし、医療機関の整備拡充ということも必要でございます。この問題は、私も、小濱君の言われるとおり、ただそのときそのときの手直しでなしに、根本的に考えてみなければならぬ問題を抱えておるということには同意見でございます。

ただ、いろいろな立場によつて非常にこの問題については意見が分かれるところで、国民の理解を得なければなりません。そういう国民の理解を

得ながら、この社会の変化に対応できるような制度の改善ということに真剣に取り組んでまいりたい所存でございます。

お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣田中正巳君登壇〕

○国務大臣(田中正巳君) 一部負担金の増額についてのお尋ねでございますが、これにつきまして、いま総理から御答弁がありましたとおり、従来の経済的な諸情勢に対応したスライド的な改定でございます。これによって受診を抑制するということは考えておりません。

なお、小濱さんは外国について一部負担制度がないというお話でございますが、入院と外来のシステムの違いはございますが、外国についてもかなりの実は一部負担の制度をしいていることは、大方の御存じのところだろうと思っております。

標準報酬の改定につきまして、上限の方も問題があるが、下限を二万円から三万円に上げたことについてのいろいろな御意見がございました。私は、むしろ、この二万円から三万円などという極端に低い標準報酬というものは、問題であるというふうに思っているわけでありまして、二万円や三万円で生活ができるはずもございませんし、こうした被保険者には間々逆選択の被保険者が見受けられるわけでございます。したがって、標準報酬の下限については、もう少し慎重な態度で私は臨むべきであるというふうに思っております。いずれにしても、二万円を三万円に下限を上げたことについては、私はあれこれおしかりを受けるようなものではないというふうに思っております。

弾力条項の発動と高額療養費の問題についてお話がございました。綿密に計算をいたしますと、今回弾力条項を千分の二上げただけでは不十分ではなからうかという議論も実はあったわけでございますが、むやみにこの種のを発動すべきではないということから、私も、千分の二を、しかも時期を今年後半に予定しているわけ

でありまして、時期といい、あるいは料率のアップといい、かなり実は自衛を必要最小限にとどめたというのが、われわれのこれに対処した態度でございます。

なお、高額療養費については、これ以上上げるなというところでございますが、三万円を三万九千円に上げたというのは、もう少し実は上げるような経済指標があったわけでございますが、一遍に上げるのはどうか、要するに、これは患者の可処分所得によってどの辺が妥当であるかということを決めるのが正しいと思っております。そうしたことを踏まえて慎重に対処いたしますが、三万円を三万九千円にとどめたというのは、われわれとしては大いに配慮した所存でございます。

任意継続被保険者制度についていろいろお話がございました。退職者医療制度を行ったらどうかという御意見でございますが、現在の各管掌の保険のうちで、実態を見ますと、不用意に退職者医療制度を導入いたしますと、勤労者が退職後まで医療保険について不均衡を生ずるというおそれがあるわけでありまして、ある種の人は財政力の弱い保険グループに入ってしまったものから退職者医療が受けられない、あるいは富裕な保険グループに入ってしまったものだから受けられるという、退職後まで社会的な不正を持ち込むことはいかかというところで、いろいろ議論があるわけでございます。また、社会保険審議会におきましてもいろいろ議論がございましたが、とにかくこれについてはさらに検討をしてみようということになっております。

また、国庫負担の制度を改正する所存がないかということでございますが、弾力条項を用いますと連動式に補助金がふえるわけでありまして、この連動式の補助金の額がかなりには相上っております。また、国庫負担の制度を改正する所存がないかということでございますが、弾力条項を用いますと連動式に補助金がふえるわけでありまして、この連動式の補助金の額がかなりには相上っております。また、国庫負担の制度を改正する所存がないかということでございますが、弾力条項を用いますと連動式に補助金がふえるわけでありまして、この連動式の補助金の額がかなりには相上っております。

ございません。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 小宮武喜君。

〔小宮武喜君登壇〕

○小宮武喜君 私は、民社党を代表して、ただいま趣旨説明が行われました健康保険法等の一部を改正する法律案に、総理並びに関係諸大臣に質問を行うものであります。

近年における社会経済の激しい変動に伴い、一方においては公害や交通事故が激化し、他方においては有害物質の増大など、新たな健康障害要因が発生し、国民の生命と健康が脅かされております。かかるに、国民の生命と健康を守るべき医療保障制度は荒廃の一途をたどり、医療本来の任務を果たしているとは言いがたいのであります。

都市においては三時間待って三分診療という現状にある反面、三千地区にも及ぶ無医地区が存在するなど、医療供給のアンバランスは目に余るものがあります。また、看護婦や医療担当者の慢性的な人材難も著しく、患者は不安な入院生活を余儀なくされておるのであります。さらに医療分業も進展せず、薬依存の医療保障になっており、かつ予防からリハビリテーションに至る一貫した医療保障の確立も放置されているのが現状であります。まさに保険あって医療なしという憂うべき状態に置かれています。したがって、わが国の政治に課せられた緊急課題は、医療制度の抜本的な改革を強力に推進し、すべての国民がいつでもどこにあっても常に最良の医療を受けられる医療制度を確立することにあります。

すでにわが党は、医療保障基本法を国会に提出した経緯があり、また、関係諸団体等からも抜本的な改革案が提言されており、医療制度のあるべき姿は明確になっていると思っております。要は政府の決断にかんにかかっているものであります。総理、あなたが本党に国民のための政治を行う決意があるなら

らば、次期国会に医療制度の抜本的改革案を提出することを確約すべきであると思っておりますが、総理の明快なる御答弁をお願いしたい。

わが国では、昭和三十六年に国民皆保険体制が確立し、だれでも保険による救済が受けられるようになりまし。しかし、多くの患者が医療費の支払いに苦しんでいます。その原因は、差額ベッド料や付添看護料などの保険外負担の差額料金を徴収されているからであります。健康保険組合連合会が最近まとめた調査によりますと、入院患者の半数以上が差額料金を取られており、差額料金は二万円未満が最も多く、三人部屋以上でも五割が差額徴収されています。しかも、基準看護と付添看護が重複しているものが全体の三六・九割を占め、付添看護料は三千円から八千円未満が八割を占めているなどの実態が明らかにされております。したがって、一カ月間入院すると、付添看護料だけでも最低九万円に達することになります。こうした差額料金の横行を放置することは医療保険を空洞化するに等しく、早急に改善して患者負担の解消を図るべきであります。

そこで私は、公的医療機関の差額ベッドを一掃するために財政援助を強化し、さらに、私的医療機関の差額ベッドについても規制を強化すべきであると考えますが、厚生大臣の決意をお聞かせ願いたい。また、付添看護料についても、保険給付の対象とすべきだと思いますが、政府の見解を明らかにしていただきたい。

次に、私がお尋ねしたいことは、高額療養費支給制度の改善についてであります。医療保険は、本人、家族を問わず、高額医療の場合は半割給付することは本来のあり方であると思っております。この趣旨にのっとり昭和四十八年に高額療養費支給制度が確立されました。この制度は高く評価するものであります。けれども、さらに今後は、医療保険の本来のあり方に近づけるよう、改善、改革すべきであります。

かかるに、今回の改正案では、改善されるとこ

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

健康保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する小宮武喜君の質疑

四三〇

ろか、逆に高額療養費支給の自己負担限度額の引き上げを図っています。わが党は断じて容認できないのであります。私は、むしろ三万円を限度とする自己負担期間を三カ月とし、四カ月以降は全額保険給付とするよう改善すべきだと考えますが、厚生大臣の所見をお聞きしたいと思います。

次に、退職者医療制度の創設についての政府の見解をお聞きしたいと思います。

被用者保険の被保険者は、定年退職後は、新たに被用者保険の被保険者になる場合を除き、国保の被保険者となるか、被用者保険の家族にならざるを得ません。いずれの場合も、給付率は従前の十割から七割に低下することになります。多年にわたり健康財政に貢献してきた者が、有病率の高くなる年齢に達するや、低給付しか受けられないということとはまことに不合理であります。同時に、財政基盤の弱い国保にさらにしわ寄せすることとも不合理だと思えます。

こうした不合理を解消し、定年退職しても、公費負担医療が受けられるようになるまでの間、従前の健保を適用するよう退職者医療制度の創設を図るべきだと思えます。この制度の創設に対する国民のニーズも高まっています。国民のニーズを政治に正しく反映するためにも、退職者医療制度を確立すべきだと考えますが、厚生大臣の誠意ある答弁をお願いいたします。

次に、保険料の労使折半負担の改善についてお尋ねします。

わが国の社会保険の保険料負担は、労災、雇用保険を除き、労使折半が法的に定められています。もちろん、健保においても、政管健保は労使折半方式がとられています。このため、わが国の事業主負担はわずかに五・二・九％にすぎず、アメリカの五九・二％、西ドイツの六〇・五％、フランスの七八・四％、イタリアの八〇・四％、ベルギーの七八・二％に比べ著しく低負担となっております。こうした現状を改め、適正負担を確立するため、政管健保においても、組合健保と同様に事業

主の保険料負担割合をふやす道を開くべきであると考えます。将来は、法的に労働者負担三、事業主負担七という負担割合に改めるべきだと思えますが、厚生大臣の見解をお聞きしたいと思います。

次に、老人医療についてお尋ねします。

老人医療の無料化制度は、老人福祉の目玉として昭和四十八年一月から実施されたのでありますが、実施後いまだ日も浅いにもかかわらず、五十一年度予算編成に際しては、再び有料化に逆行するという事態が起きたのであります。しかし、三木総理の強い要請によって五十一年度の有料化だけは見送られたものの、五十二年度以降はどうするかについては改めて検討されることになっております。わが党は、この時代に逆行する老人医療の有料化には、断固反対するものであります。三木総理の明確な御所見を承りたいと思えます。

次に、救急医療体制についてお尋ねします。

近年、全国各地で救急患者のたらい回し事故が続発し、大きな社会問題となっております。ついに救急医療訴訟にまで発展しております。しかも、国の対策はまことにお粗末であり、その熱意を疑わざるを得ないのであります。速やかに国は救急医療体制整備に積極的に取り組みべきであると考えますが、厚生大臣の決意をお聞かせ願いたい。

最後に私が政府に要求することは、一部負担金の引き上げの撤廃についてであります。

私が一部負担の引き上げに反対する理由は、今回の改正案によれば、引き上げ幅が三倍というきわめて大幅であり、低所得者にとって相当の負担増であります。また、現在でさえ差額ベッドや付添看護料が徴収されている上にさらに一部負担を重くすることは、医療保険の趣旨に反し、さらに、今回の引き上げは単に財政の帳じりを合わせるためのものであり、かつ、一部負担金の性格をあいまいにしたまま大幅に引き上げようとする政府の姿勢は、国民生活無視の姿勢であると言わざるを得ません。われわれは断じて容認できないのであります。一部負担金の引き上げの撤廃を強く政府に要求して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君〕 小宮君にお答えをいたします。

○内閣総理大臣(三木武夫君) 小宮君にお答えをいたします。

しばしばお答えをしておりますように、医療制度については、これは根本的にいろいろ検討すべき問題を含んでおることは事実でございます。しかし、この問題は、いろいろの立場によって非常に意見が分かれ、国民的な合意を得るためには相当な時間をかけなければなりませんので、全般的に検討したい所存でございますが、小宮君の御指摘のように、次の通常国会に医療保険制度の抜本的改正案を提出せよというお約束には、残念ながら応じかねるわけでございます。十分に検討をいたします。

老人医療の問題については、これは財政的見地から一部負担というようなものが出ておるのではなくして、いろいろな問題点があるわけでございます。したがって、この問題は実態調査をしてみたい、実態調査をしてみたい、われわれも、老人のために何が一番幸せになるのかという見地から——この問題を、単に財政的見地から、金がかかるからという見地でなしに、老人福祉のあり方の一環として検討をいたす所存でございます。

第三点は、今回の一部負担の増加の案を撤廃せよということでございますが、今回の案は、経済情勢のいろいろな急激な変化に際するのためのスラウド的な役割で、こうすることによって医療保険制度の健全な運用を図ろうということでございますので、これを政府は撤廃する意思を持ってない、せっかくの御提案でございますが、これはそういう意見を持ってないということをお答えして、御答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣(田中正巳君)〕 小宮さんにお答えいたします。

差額ベッド、付添料についてのお話でございます。いろいろな問題によって必要な医療の機会が妨げられることのないようにいたさなければならぬということでありまして、差額ベッドというものは、本来絶対になければならないといったようなものではございませんが、人によってはどうしても必要だということもございまして、したがって、これを置くことについては、置かなければなるまいと思いますが、これによって病院が収入を上げるようなことがあってはいけないということで、これについては、かねがね厚生省は規制措置を通達しているわけですが、その実行についてさらに強力に指導をいたしたいと思えます。

付添料については、御承知のとおり基準看護体制のない保険医療機関において、患者の病状が一定の要件に該当した場合には費用償還払いをしていくわけでございます。しかし、これについても、できるだけ実勢に近づけるように引き上げをいたしてまいりました。また、基準看護体制にあるところで付添料を置くようなことについては、厚生省としては適切な措置を講じていく所存でございます。

高額医療については、三万円から三万九千円に引き上げたことについていろいろな御批判とおしかりがございました。しかし、今日これは国民の可処分所得によって考えることが必要であります。同時に、この間医療費も実は相当に上がっておりますので、かなりの者が実は高額医療になってしまっているという実態がございまして、そうすれば、これについて国やあるいは保険者が払っていかねければならぬということで、これについては、国保の保険者である市町村長からも、いろいろある程度引き上げていたきたいという御意見もございました。そのままだに据え置いとしますと、かなりの多くの者が高額療養費というふうになってまいりましたときの財政的な負担、そして本人の

負担能力等々を考へて、まあまあ三万九千円程度はやむを得ないものというふうにして引き上げたわけでありませう。

退職者医療については、さつき申し上げたとおり、被保険者の過去に所属しておいた各管掌の保険のグループによって、老後にまで不公平が持ち越されることを私は恐れているわけでございますので、したがって、任意継続制度、任継制度を活用し、この任継についても、保険料ができるだけ安くなるような措置を今回考へて、これを御提案申し上げておるわけでありまして、任意継続制度を活用することによって、この問題に一応対処していきたいと思ひます。

退職者医療制度をどうするかについては、今後関係審議会等の御意見も踏まえて慎重に対処していきたいと思ひます。

労使負担の五割、五割というのをこの際変えたらどうかということでございますが、さつき御答弁申し上げましたとおり、被用者保険制度全般に係る問題でありまして、慎重に対処していきたいというふうにしておりませう。

救急医療についてのいろいろな御質問がございましたが、これは先ごろ申し上げましたとおり、今後のわれわれの重大な課題として、決してほめられた姿じゃございませんので、これは真剣に強力に取り組み存でございます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十八分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 三木 武夫君
大蔵大臣 大平 正芳君

出席政府委員

内閣法制局第四 別府 正夫君
部長

○明瞭を省略した議長の報告

(報告書受領)

一、去る四月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和五十年年度第三・四半期における予算使用の状況

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

三塚 博君

吉永 治市君

越智 通雄君

栗原 祐幸君

地方行政委員

辞任

山田 芳治君

安井 吉典君

大蔵委員

辞任

宇野 宗佑君

小泉純一郎君

塩谷 一夫君

野田 毅君

浦野 幸男君

野呂 恭一君

葉梨 信行君

補欠

越智 通雄君

栗原 祐幸君

三塚 博君

吉永 治市君

補欠

安井 吉典君

山田 芳治君

補欠

葉梨 信行君

浦野 幸男君

山口 敏夫君

野呂 恭一君

小泉純一郎君

野田 毅君

宇野 宗佑君

文教委員

辞任

山口 敏夫君

上田 茂行君

羽生田 進君

山崎平八郎君

島村 一郎君

田中 榮一君

八田 貞義君

社会労働委員

辞任

伊東 正義君

高橋 千寿君

天野 公義君

宇野 宗佑君

商工委員

辞任

天野 公義君

越智 通雄君

粕谷 茂君

栗原 祐幸君

島村 一郎君

田中 榮一君

萩原 幸雄君

八田 貞義君

山崎平八郎君

渡辺 三郎君

今井 勇君

宇野 宗佑君

大石 千八君

片岡 清一君

瓦 力君

木野 晴夫君

中村 弘海君

橋本 進君

松永 光君

多賀谷貞稔君

補欠

島村 一郎君

田中 榮一君

八田 貞義君

上田 茂行君

羽生田 進君

山崎平八郎君

補欠

天野 公義君

宇野 宗佑君

伊東 正義君

高橋 千寿君

天野 公義君

宇野 宗佑君

高橋 千寿君

瓦 力君

宇野 宗佑君

今井 勇君

大石 千八君

中村 弘海君

木野 晴夫君

片岡 清一君

松永 光君

橋本 進君

多賀谷貞稔君

粕谷 茂君

越智 通雄君

栗原 祐幸君

萩原 幸雄君

天野 公義君

田中 榮一君

島村 一郎君

山崎平八郎君

八田 貞義君

渡辺 三郎君

松永 光君

予算委員

辞任

多賀谷貞稔君

安井 吉典君

河村 勝君

山田 芳治君

渡辺 三郎君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

河村 勝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

小沢 貞孝君

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号 朗読を省略した議長の報告 金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

四三二

川正吾君外九名提出、衆議院第八号)

中小企業事業転換対策臨時措置法案(内閣提出第四六号)

以上二件 商工委員会 付託

(衆議院交付)

一、去る四月二十八日、第七十五回国会及び第七十六回国会において本院で継続審査をした次の条約を衆議院に送付した。

核兵器の不拡散に関する条約の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る四月二十八日、衆議院に送付した内閣提出法案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、去る四月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(板川正吾君外九名提出)

(質問書提出)

一、去る四月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

飯能市国民健康保険診療報酬請求審査委員会による療養の給付についての審査を廃止し埼玉県国保団体連合会にその審査を移管する決議にかかる係争問題に関する質問主意書(清水徳松君提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

次期対潜哨戒機PXL等の選定経過と関係省庁の係り合いに関する質問主意書(金瀬俊雄君提出)

(答弁書受領)

一、去る四月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員竹内猛君提出オリエンタルモーター株式会社社労使紛争と不当労働行為に関する質問に対する答弁書

オリエンタルモーター株式会社の労使紛争と不当労働行為に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十一年四月十二日

提出者 竹内 猛

衆議院議長 前尾繁三郎殿
オリエンタルモーター株式会社の労使紛争と不当労働行為に関する質問主意書

東京都台東区小島二二二一に本社を置き、香川県高松市、千葉県柏市、茨城県土浦市、山形県鶴岡市にそれぞれ事業所を有しているオリエンタルモーター株式会社(以下会社という)における労使紛争と不当労働行為、労働基準法違反について質問する。

一 昭和四十九年一月ごろに労働組合が結成され、それ以来会社と労働組合との間に紛争が拡大し、今日に至るも解決のメドがつかないといわれているが、紛争の原因、経過、現状について明らかにしたい。

二 労働組合より労働組合法違反、労働基準法違反などの事実について、地方労働委員会、労働基準監督署に申立、申告したといわれているが、その件数、内容、処理状況について明らかにしたい。

三 企業の社会的責任がさげられている時だけに、もし不当労働行為、労働基準法違反が事実であつたならばびしい行政指導を行うべきだと思ふが、政府の見解を求めたい。

四 最後に、この労使紛争の解決についての労働省の具体策を明らかにされたい。

昭和五十一年四月三十日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿
衆議院議員竹内猛君提出オリエンタルモーター株式会社社労使紛争と不当労働行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員竹内猛君提出オリエンタルモーター株式会社の労使紛争と不当労働行為に関する質問に対する答弁書

一について

オリエンタルモーター株式会社(以下「オリエンタルモーター」という。)と同社の従業員が組織する総評全国金属労働組合オリエンタル支部(以下「オリエンタル支部」という。)との間で、昭和五十年五月頃に団体交渉拒否問題等をめぐって労使紛争が発生し、現在に至るも労使の間で紛争が続いていると聞いている。

二について

1 労働委員会に対する不当労働行為救済申立てについては、オリエンタル支部等は、昭和五十年十月には千葉県地方労働委員会に対し、また、昭和五十一年四月には茨城県地方労働委員会に対し、それぞれオリエンタルモーター等を被申立人として、組合事務所貸与等に関する団体交渉拒否問題等に関して不当労働行為救済申立てを行い、両事件は、現在、関係地方労働委員会に係属中であると聞いている。

2 労働基準監督署機関に対する申告については、オリエンタル支部の豊四季分会、土浦分会及び高松分会の役員等から労働基準法第三十二条及び第三十六条の違反の事実があると、それぞれ所轄労働基準監督署に対し、昭和五十年九月、同年十月及び同年十二月に計三件の申告が行われたので、その都度、所轄労働基準監督署は、申告に係る事業場に対して臨検監督を実施した。その結果、いずれの事業場においても労働基準法第三十二条の違反の事実が認められたので、所轄労働基準監督署は、これを是正するよう勧告を行い、是正させたところである。

三について
オリエンタルモーターにおいて不当労働行為があつたか否かについては、関係労働組合の申立てに基づき、現在、関係地方労働委員会において審査中であるので、政府としてとかくの指導を行うことは差し控えた。

また、労働基準法に違反する事実が明らかになれば、労働基準監督署機関としては、今後とも厳正な措置を講ずる所存である。

四について
政府としては、労使当事者の自主的解決への努力を期待しつつ、紛争の解決促進のために労使の話し合いを促進する等紛争の早期かつ円満な解決のために努力してまいりたい。

右答弁する。

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十一年二月十二日

内閣総理大臣 三木 武夫

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案
金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「を行うことにより、優良な金属鉱物資源の確保を図る」を「並びに金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付けを行う」に改める。

第十八条第一項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付け
第十八条第二項中「金属鉱物」の下に「及び同項第十号の金属鉱産物」を加え、同条第三項中「第一項第十五号」を「第一項第十六号」に改める。
第十九条第一項中「及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改める。
第二十五条の次に次の二条を加える。

(債務保証)

第二十五条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができ、(償還計画)

第二十五条の三 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三十二条第一号中「又は第二十五条第一項若しくは第二項ただし書を、第二十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十五条の三」に改め、同条第二号中「第十八条第一項第十号」を「第十八条第一項第十一号」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

金属鉱産物の安定的な供給を確保するため、金属鉱産事業団の業務に金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付業務を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金属鉱産事業団法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、金属鉱産物の安定的な供給を確保す

るため、金属鉱産事業団の業務に金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付業務等を追加しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の改正

金属鉱産事業団(以下「事業団」という。)の業務の追加に伴い目的を改正し、事業団は金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付けを行うことを加える。

2 業務の追加

事業団の業務に金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付業務を加える。

3 委託業務の追加

事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金属鉱産物の備蓄に必要な資金の貸付業務の一部を金融機関に委託することができ、(1) 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができ、(2) 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 大蔵大臣との協議事項の追加

通商産業大臣が大蔵大臣と協議しなければならない場合として、事業団の長期借入金及び債券の償還計画の認可をしようとするときを加える。

5 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

6 議案の可決理由

本案は、金属鉱産物の安定的な供給の確保を

図るための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十一年度一般会計予算に非鉄金属の輸入安定化備蓄に必要な経費として三億六千九百万円が計上され、同予算総則第十一条において金属鉱産事業団に対する政府保証の金額の限度は三百億円とされている。

右報告する。

昭和五十一年四月二十八日

商工委員長 稻村佐近四郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

金属鉱産事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、現下の経済情勢において、金属鉱産が未曾有の過剰在庫をかかえ、大幅操業短縮、休閉山・縮小を余儀なくされ、長期契約による鉱石輸入の削減のやむなきに至っている実情にかんがみ、本法施行に当たり、次の点について適切な措置を講ずべきである。

一 金属鉱産の基盤である国内鉱山の保護育成を

図り、一定生産量を確保するため、国内探鉱融資制度、新鉱床探査費補助金制度及び関税制度の改善、労働福祉対策の充実、蓄積鉱害対策の推進等、鉱業政策の抜本的拡充を図ること。

二 金属鉱産物の備蓄については、対象品目の拡

大、備蓄規模の増強等、制度のあり方を含めその拡充強化について検討するとともに、備蓄業務の実施に当たっては、公正を期するよう十分

配慮すること。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年二月二十八日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「並びに次条第三項及び第七項」を、「次条第三項及び第七項並びに第一条の九第二項及び第四項」に改め、同条第五項中「(六十五歳未満の者に限る。)」を削る。

第一条の八第八項中「(六十五歳未満の者に限る。)」を削り、同条の次に次の一条を加える。(昭和五十一年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の九 前条第二項の規定の適用を受ける

年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十一の仮定俸給(同条第七項若しくは

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同

四三四

第八項の規定又は同条第九項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十二の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。次項及び第八項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合において、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短期間年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定に

より俸給とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十万七千五百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十七万五千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 二十七万五千円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三万七千五百円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合においては、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料若しくは次条第一項に規定する殉職年金若しくは障害遺族年金若しくはこれらに類する年金たる給付又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金に類する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千元

6 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除

く。は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

9 第二項、第四項、第六項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条第五項中「この項、次条第四項、第二条の六第五項、第二条の七第五項及び第二条の八第七項を」と読み替えるものとする。

第二条の二第三項中「この項、第二条の六第四項、第二条の七第四項及び第二条の八第六項を」と読み替えるものとする。

第二条の八の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給(同条第五項において読み替へられた同条第四項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第五項において読み替へられた同条第四項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十二の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の

規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十二」と読み替へるものとする。

2 第一条の九第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十二に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額)

二 殉職年金 五十六万四千二百円

三 障害遺族年金 四十二万三千二百円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額(以下この項において「算定額」という。)に二万四千円(扶養遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万四千円)を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に

掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者の算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 六十万二千円

二 障害遺族年金 四十五万九千二百円

5 前項の規定は、同項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの年金に係る当該組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料若しくはこれに類する年金たる給付又は殉職年金若しくは障害遺族年金に類する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、適用しない。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については七万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万八千円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当

する金額

8 第一条の九第八項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)について準用する。この場合において、同条第八項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へて、同項」と読み替へるものとする。

9 第一条の九第九項の規定は、第二項(同条第二項の規定に係る部分に限る)又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の八の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の九 第一条の九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、第二条の九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第八条を」と「第九条」に改め、同条第五項中「及び第八条第二項を」と「第八条第二項及び第九条第三項」に改める。

第四条の八の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和三十五年三月以前の旧法による年金の額の改定)

第四条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつ

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

報告書

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同

四三六

た第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)を加えた額を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五条の五第一項中「並びに第五条の八第一項及び第二項を」と、第五条の八第一項及び第二項並びに第五条の九第一項に改め、同条第三項中「及び第五条の八第四項を」と、第五条の八第四項及び第五条の九第三項に改める。

第五条の八の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十五年三月以前の

第五条の九 昭和四十五年三月三十一日以前の

年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第二項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額

若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)を加えた額を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖繩の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第六条第一項中「及び第六条の三第一項を」と、第六条の三第一項及び第六条の四第一項に改め、同条第二項中「及び第六条の三第三項を」と、第六条の三第三項及び第六条の四第三項に改め、同条第四項中「及び第六条の三第五項を」と、第六条の三第五項及び第六条の四第五項に改める。

第六条の三の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十五年四月

以後の新法による年金の額の改定)

第六条の四 昭和四十七年三月三十一日以前の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項の規定により新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)を加えた額を、それぞれ当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の衛視等の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の復帰前の沖繩の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第七条第一項中「次条第一項」の下に「及び第

七条の三第一項を加え、同条第二項中「次条第三項」の下に「及び七条の三第三項」を加える。

七条の二の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の新法による年金の額の改定)

第七条の三 昭和四十八年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前条第一項の規定により新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)を加えた額を、それぞれ当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十八年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第五項の規定の適用を受ける年金で、

昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十四条中「第十一条」を「第十三条」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条中「前条」を「第十三条」に、「第三条の八」を「第三条の九」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条中「第二条の八、第三条の八、第四条の八、第五条の八、第六条の三、第七条の二、第八条、第九条の三」を「第一条の九、第二条の八、第二条の九、第三条の八、第三条の九、第四条の八、第四条の九、第五条の八、第五条の九、第六条の三、第六条の四、第七条の二から第九条まで、第十条の三、第十条の四」に、「前二条」を「第十一条の二から前条まで」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「(次条第一項及び第三項において「昭和四十九年三月三十一日以前の通算退職年金」という。)を加え、同条第二項中「第九条の二第二項」を「第十条の二第二項」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第十二条の二 昭和四十九年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の

上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に属する率を乗じて得た額に当該中欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額)を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十二条の二第二項第二号」と、「前項」とあるのは「第十二条の二第一項」に、「同条第三項中「前二項」とあるのは「第十二条の二第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和四十九年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十二条の二第二項」とあるのは「第十二条の二第三項」において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第一項及び第二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第十三条 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金(第三項において「昭和五十一年三月三十一日以前の通算退職年金」という。)で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給(当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に属する率を乗じて得た額に当該中欄に掲げる率を乗じて得た額を加えた額)を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十三条第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十三条第一項」と、同条

第三項中「前二項」とあるのは「第十三条第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十一年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第三項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 施行法第五十一条の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金のうち政令で定める年金については、当該年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものにあつては同年七月分以後、同年七月一日以後に給付事由が生じたものにあつてはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項及び第二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十條の二第二項中「第九条の二第二項」を「第十条の二第二項」に、「第十条の二第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同条を第十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第十一条の三 昭和四十八年三月三十一日以前

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

四三八

の通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額)にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額)を十二で除して得た額をいう。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2

第十條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十條の三第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十條の三第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十條の三第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3

昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十條の三第一項」とあるのは「第十條の三第三項において読み替えられた同条第一項」と読み替える

て、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第一項及び第二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十條第一項中「次条第一項」の下に「並びに第十條の三第一項及び第三項」を加え、同条第二項中「第九條の二第二項」を「第十條の二第二項」に、「第十條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条を第十一條とする。

第九條の三第二項第二号中「新法を「昭和五十一年改正前の新法」に改め、同条を第十條の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

第十條の四 昭和四十七年三月三十一日以前の

通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗

じて得た額)にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額)を十二で除して得た額をいう。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2

第十條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十條の四第一項」と、「前項」とあるのは「第十條の四第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十條の四第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3

前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで(昭和四十七年三月三十一日)までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合において、第一項第二号中「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」とあるのは「前条第一項」と、前項中「第十條の四第一項」とあるのは「第十條の四第三項において読み替えられた同条第一項」と読み替えるものとする。

4

昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項

第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十條の四第一項」とあるのは「第十條の四第四項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

5

昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中「前条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」とあるのは「前条第一項」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十條の四第一項」とあるのは「第十條の四第五項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6

前条第五項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第一項及び第二項又は第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

7

前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、第四項又は第五項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第九條の二第二項第二号中「新法」を「昭和五

十一年改正前の新法」に改め、同条を第十條の二とする。

第九條第一項中「並びに第九條の第三項及び第三項を」第十條の第三項及び第三項並びに第十條の第四項及び第三項から第五項まで」に改め、同條第二項第二号中「新法」を「昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)第二條の規定による改正前の新法(以下「昭和五十一年改正前の新法」という。))に改め、同條を第十條とする。

第八條第一項中「遺族年金」の下に「(次條第一項において「昭和四十九年三月三十一日以前の年金」という。))を加え、同條第二項中「遺族年金」の下に「(次條第三項において「昭和四十九年三月三十一日以前の遺族等の年金」という。))を加え、同條の次に次の二條を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の新法による年金の額の改定)

第八條の二 昭和四十九年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一條の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十九年三月三十一日以前の遺族等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一條第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前條第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の新法による年金の額の改定)

第九條 昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(第三項及び第六項の規定の適用を受ける者を除く。))に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号

において同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該新法の俸給年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をいう。

2 第一條の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした遺族等に係る新法附則第十三條の

二から第十三條の四まで、第十三條の六又は第十三條の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 昭和五十年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、第一條の九第四項から第七項までの規定に準じて年金の額を改定する。

5 第一條第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 施行法第五十一條の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の十二(第一條の九、第二條の九関係)

別表第一の十一の仮定俸給		仮 定 俸 給	
	円		円
四三、七八〇		四八、八一〇	
四五、七六〇		五一、〇二〇	
四七、七九〇		五三、二九〇	
四九、八一〇		五五、五三〇	
五一、八六〇		五七、八三〇	
五三、一四〇		五九、二五〇	
五四、四三〇		六〇、六八〇	
五五、九二〇		六二、三一〇	

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同
報告書

四四〇

五八、〇三〇
五九、八六〇
六一、五五〇
六三、六二〇
六五、六九〇
六七、九七〇
七〇、二六〇
七三、一〇〇
七四、九〇〇
七七、二三〇
七九、四九〇
八四、〇一〇
八五、二一〇
八八、六八〇
九三、二八〇
九八、三八〇
一〇〇、九八〇
一〇三、四五〇
一〇六、九九〇
一〇九、〇八〇
一一五、一三〇
一一八、一三〇
一二一、二七〇
一二七、三一〇
一三三、四二〇
一三四、九九〇
一四〇、〇三〇
一四七、一八〇
一五四、二七〇
一五八、六三〇
一六二、九〇〇
一七一、五六〇
一八〇、二一〇
一八一、九三〇
一八八、八二〇
一九七、五一〇
二〇六、一八〇
二二四、七八〇

六四、六一〇
六六、六〇〇
六八、四五〇
七〇、七〇〇
七二、九六〇
七五、四四〇
七七、九四〇
八一、〇六〇
八三、〇四〇
八五、六二〇
八八、一一〇
九三、〇八〇
九四、四一〇
九八、二二〇
一〇三、三二〇
一〇八、九三〇
一一一、八〇〇
一一四、五三〇
一一八、四三〇
一二〇、七三〇
一二七、四二〇
一三〇、七二〇
一三四、一八〇
一四〇、八五〇
一四七、五八〇
一四九、三二〇
一五四、八八〇
一六二、七七〇
一七〇、五八〇
一七五、四〇〇
一八〇、一〇〇
一八九、六五〇
一九八、九九〇
二〇〇、八二〇
二〇八、一三〇
二一七、三六〇
二二六、五七〇
二三五、七一〇

二二〇、一九〇	二四一、四五〇
二二五、九九〇	二四七、六一〇
二三七、一三〇	二五九、四四〇
二四八、四一〇	二七一、四二〇
二五九、〇八〇	二七七、四四〇
二七〇、七七〇	二八三、一五〇
二七五、八七〇	二九四、八三〇
二八一、九六〇	三〇〇、一三〇
二九三、一一〇	三〇六、二九〇
三〇五、三二〇	三一七、四四〇
三一七、五九〇	三二九、六五〇
三三三、七五〇	三三五、九三〇
三三九、七八〇	三四一、八六〇
三四一、九三〇	三四八、〇八〇
三五四、一一〇	三五四、一一〇
三六〇、一三〇	三六六、二七〇
三六六、三〇〇	三七八、四四〇
	三八四、四七〇
	三九〇、六三〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給の額が三六六、三〇〇円を超える場合においては、その額に二九二、〇〇〇円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十一の次に次の一表を加える。

別表第三の十二（第二条の九関係）

別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給	率
二三五、七一〇円以上のもの	二三・〇割
二二七、三六〇円を超え二三五、七一〇円未満のもの	二三・八割
二〇八、一三〇円を超え二二七、三六〇円以下のもの	二四・五割
二〇〇、八二〇円を超え二〇八、一三〇円以下のもの	二四・八割
一四〇、八五〇円を超え二〇〇、八二〇円以下のもの	二五・〇割
一三四、一八〇円を超え一四〇、八五〇円以下のもの	二五・五割
一二〇、七三〇円を超え一三四、一八〇円以下のもの	二六・一割
九八、二三〇円を超え一二〇、七三〇円以下のもの	二六・九割

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

報告書

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同

四四一

別表第四の十一の次に次の一表を加える。
別表第四の十二(第二條の九關係)

九四、四二〇円を超え九八、二三〇円以下のもの	二七・四割
八八、一一〇円を超え九四、四一〇円以下のもの	二七・八割
八五、六二〇円を超え八八、一一〇円以下のもの	二九・〇割
八三、〇四〇円を超え八五、六二〇円以下のもの	二九・三割
七二、九六〇円を超え八三、〇四〇円以下のもの	二九・八割
六四、六一〇円を超え七二、九六〇円以下のもの	三〇・二割
六二、三二〇円を超え六四、六一〇円以下のもの	三〇・九割
六〇、六八〇円を超え六二、三二〇円以下のもの	三一・九割
五九、二五〇円を超え六〇、六八〇円以下のもの	三二・七割
五七、八三〇円を超え五九、二五〇円以下のもの	三三・〇割
五五、五三〇円を超え五七、八三〇円以下のもの	三三・四割
五五、五三〇円以下のもの	三四・五割

障害の等級	年	金	額
一級		二、四四五、〇〇〇円	
二級		一、九八〇、〇〇〇円	
三級		一、五八九、〇〇〇円	
四級		一、一九八、〇〇〇円	
五級		九二九、〇〇〇円	
六級		七〇九、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、一九八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、三九三、五〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第四條の九、第五條の九、第六條の四、第七條の三、第八條の二、第九條、第十條の四、第十一條の三、第十二條の二、第十三條關係)

俸給年額	率	金	額
六五二、〇〇〇円未満のもの	一・一一五		
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの	一・〇九〇	一六、三〇〇円	
八六一、五三八円以上一、一〇二、四三九円未満のもの	一・一〇三	五、一〇〇円	
一、一〇二、四三九円以上一、〇四五、〇〇〇円未満のもの	一・〇六二	九一、三〇〇円	

三、〇四五、〇〇〇円以上三、三二八、五七一円未満のもの	一・〇四二	一五二、二〇〇円
三、三二八、五七一円以上のもの	一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七條」を「第八十七條の二」に、「第九十三條」を「第九十三條の二」に改める。

第二條第一項第三号中「次に掲げる者」の下に「(第九十二條の三の場合にあつては、組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十九條の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するもの)を加え、同条第二項及び第三項中「第三号」の下に「イ」を加える。

第十九條第二項中(昭和二十九年法律第百十五号)を削る。

第四十一條第一項中「第八十一條第三項」の下に「第九十二條の二第二項」を加える。

第四十三條第一項中「給付」の下に「(通算遺族年金を除く。次条において同じ。)」を加える。

第四十五條中「又は遺族年金」を「遺族年金又は通算遺族年金」に改める。

第七十二條第一項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 通算遺族年金

第七十四條の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 遺族年金を受ける権利を有する者には、通算遺族年金は、支給しない。

第七十六條第二項ただし書中「ただし」の下に「その額が五十五万二千円より少ないときは、五十五万二千円とし」を加える。

第七十六條の二第一項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「二万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条

第二項中「前条第二項ただし書」の下に「(俸給年額の百分の七十に相当する金額の部分に限る。)」を加える。

第七十八條第二項中「第七十六條第二項の規定又は同項」を「第七十六條第二項本文の規定又は同項本文」に改め、「場合の退職年金の額」の下に「とし、改定前の退職年金の額について、第七十六條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額とする。」を加え、同条第三項中「第七十六條の二の規定又は同条」を「第七十六條の二第一項の規定又は同項」に改め、「場合の退職年金の額」の下に「とし、改定前の退職年金の額について、第七十六條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額とする。」を加え、同項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第四項中「場合を含む」の下に「ものとし、俸給年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。」を加える。

第七十九條第四項中「第七十六條第二項の規定又は同項」を「第七十六條第二項本文の規定又は同項本文」に改め、「算定した減額退職年金の額」の下に「とし、改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額について、第七十六條第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。」を加え、同条第五項中「第七十六條の二の規定又は同条」を「第七十六條の二第一項の規定又は同項」に改め、「算定した減額退職年金の額」の下に「とし、改定前の減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額について、第

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

四四二

七十六条の二第二項において準用する第七十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。を加え、同項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第八十一条第一項第二号中「組合員となつて一年以上経過した後に」を「組合員期間（通算年金通則法第四条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる期間（政令で定める期間に限る。以下「公的年金期間」という。）を有する組合員で組合員期間が一年未満であるものにあつては、当該期間と組合員期間とを合算した期間（以下「公的年金計算期間」という。）が一年以上となつた日後組合員である間に」に改め、同条第二項中「三年」を「一年六月」に改める。

第八十二条第一項中「下欄」を「中欄」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額とし」を加え、同条第二項中「下欄」を「中欄」に改める。

第八十二条の二第一項後段中「前条第一項ただし書の下に」を「（俸給年額に相当する金額とする部分に限る。）を加え、同項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項中「前条第二項本文」を「前条第二項前段」に改め、同項後段中「前条第一項ただし書の下に」を「（俸給年額に相当する金額とする部分に限る。）を加え、同項第一号中「年数が」の下に「一年以上」を、「場合の下に」及び「組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金計算期間が一年以上である場合」を加え、「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中

「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第八十三条第五項中「第八十条の三」の下に「第九十二条の三」を加える。

第八十五条第四項中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第一項の規定又は同項」に、「第八十二条第一項の規定又は同項」を「第八十二条第一項本文の規定又は同項本文」に改め、同条第五項中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第一項前段の規定又は同項前段」に改め、同項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第六項第二号イ中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第二項の規定又は同項」に、「第八十二条第二項の規定又は同項」を「第八十二条第二項前段の規定又は同項前段」に改め、同号ロ中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第二項前段の規定又は同項前段」に改め、同条第七項中「同条第二項後段において準用する場合を含む」を「俸給年額に相当する金額とする部分に限るものとし、同条第二項後段並びに第八十二条の二第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む」に改め、同条第八項中「算定した額の下に」とし、第二項から第六項までの場合における改定前の廃疾年金の額について、第八十二条第一項ただし書（同条第二項後段並びに第八十二条の二第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額を加える。

第八十七条第一項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上」に改め、同条第二項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上」に、「組合員となつて一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に改める。

第四章第三節第三款中第八十七条の次に次の

一条を加える。

（公的年金計算期間保有組合員に係る廃疾給付）

第八十七条の二 組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金計算期間を一年以上有する組合員（以下「公的年金計算期間保有組合員」という。）であつた者に係る廃疾給付については、この款に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第八十八条第三号中「又は組合員期間」を「組合員期間」に改め、「公務傷病によらないで死亡した場合」の下に「公的年金計算期間保有組合員が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者に係る遺族が同一の事由により通算年金通則法第三条に規定する公的年金制度（同条第四号及び第五号に掲げる法律に定める制度を除く。以下「他の公的年金制度」という。）からの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。）又は公的年金計算期間保有組合員で廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合（その死亡した者に係る遺族が同一の事由により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。）」を加える。

第八十八条の二第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「この号、第三号及び第四号」を「この条及び第九十二条の二第三項」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第八十八条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第八十八条の四第一項及び第二項第二号中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

合において、遺族年金を受ける妻が、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、この法律による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合は、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円

四 第八十八条の規定による遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

第九十二条の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九十二条の二 組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者が廃疾年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。）において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から第八十八条第二号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けるときは、同条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第八十八条の二から第八十八条の五までの規定にかかわらず、当該支給を受けることができる間、その死亡した

者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額とする。

2 組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が一年以上十年未満である者が公務によらないで廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡した者の遺族で同一の事由により他の公的年金制度から通算遺族年金に相当する年金の支給を受ける権利を有するものが、第八十八条第三号の規定による遺族年金と併せて当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する旨を、政令で定めるところにより組合に申し出たときは、同号の規定による遺族年金の額は、同号及び第八十八条の二から第八十八条の五までの規定にかかわらず、当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額とする。

3 第一項又は前項の規定により算定した遺族年金の額が、当該年金を受ける者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、その額を遺族年金の額とする。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六條の三各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額とする。

(通算遺族年金)
第九十二條の三 第七十九條の二第二項の規定により通算退職年金を受ける権利を有する者

が死亡したときは、政令で定めるところにより、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その遺族が、同一の事由により他の公的年金制度から第八十八条第三号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有する者(厚生年金保険法第三十八条第一項その他政令で定める規定により当該年金の全部が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く)であるときは、この限りでない。

2 通算遺族年金の額は、その死亡した者に係る第七十九條の二第三項から第六項までの規定による通算退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

3 厚生年金保険法第五十九條、第五十九條の二、第六十條第三項、第六十一條、第六十三條、第六十四條及び第六十六條から第六十八條まで並びに通算年金通則法第四條から第十條までの規定は、通算遺族年金について準用する。

第九十三條第一項に次のただし書を加える。
ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金の支給を受ける権利を有する者があるときは、この限りでない。

第四章第三節第四款中第九十三條の次に次の一条を加える。
(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族給付)
第九十三條の二 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この款に定めるもののほか、政令で定めるところによる。
第百零三條第三項中「三十一万円」を「三十四万円」に改める。
第百一十五條第一項を次のように改める。

長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その決定に

係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額に五十円未満の端数があるときは又はその全額が五十円未満であるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは又はその全額が五十円以上百円未満であるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第百二十六條の五第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を基礎としてに改め、同条第四項第一号中「二年」を「二年」に改める。

附則第十三條の二中「二年」を「四年」に改める。
附則第十三條の二第三項中「その額が三十二万六千六百円より少ないときは、三十二万六千六百円」を削り、同項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第四号中「超える年数」を「超え三十五年に達するまでの年数一年につき衡視等の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十五年を超え年数」に、「十年」を「五年」に改める。

附則第十三條の六第一項中「二十年」を「二十年」とあり、十年を「二十年」とあり、十五年を「二十年」とあり、十五年を「二十年」とあるのは「十五年」と、「十五年」とあるのは「二十年」とあるのを「十五年」と改める。

別表第二の二(第八十條関係)

は「二十年」に、「一万二千元」を「一万九千八百円」に、「六千元」を「九千九百円」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年を超えるときは、十年」を「五年を超えるときは、五年」に、「三十年」を「三十五年を超え三十五年に達するまでの年数一年につき廃疾年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十五年」に改める。

附則第十三條の七第一項中「二十年を超え三十五年に達するまでの期間」の下に「及び三十年を超え三十五年に達するまでの期間」を加え、「第八十八條」として「を第八十八條」と、第八十八條の五第一項中「第八十八條から前条まで」とあるのは「附則第十三條の七第一項の規定により読み替えられた第八十八條から前条まで」としてに改める。

附則第十四條の二中「二年」を「四年」に改める。
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第七十一條関係)」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第八十條、第八十三條関係)」に改める。
別表第二の二を次のように改める。

退職の日における年齢		率
一八歳未満		一・〇九
一八歳以上二三歳未満		一・三五
二三歳以上二八歳未満		一・七七
二八歳以上三三歳未満		二・三一
三三歳以上三八歳未満		三・〇二
三八歳以上四三歳未満		三・九四
四三歳以上四八歳未満		五・一二
四八歳以上五三歳未満		六・六七
五三歳以上五八歳未満		八・八一
五八歳以上六三歳未満		一〇・九六
六三歳以上六八歳未満		九・九〇
六八歳以上七三歳未満		八・三三
七三歳以上		六・二四

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

昭
和
四
年
報
告
書

四四四

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第二条、第七十七條、第八十一條―第八十二條の二、第八十三條、第八十六條、第八十七條、第八十九條、第九十一條関係）」に、

支 給 率		最低保障額
(イ)（公務上の廃疾）	(ロ)（公務外の廃疾）	
○・八	○・五	六六九、〇〇〇円
○・六	○・四	五五二、〇〇〇円
○・四	○・三	三九六、〇〇〇円

に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第八十七
条関係）」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の三」を「第四十一条の四」に、「第四十八条の四」を「第四十八条の五」に改める。

第十一條第二項第一号中「三分の一」を「二百分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同項第二号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第三項を次のように改める。

3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合に
 おいて、第七条第一項第一号又は第二号から
 第四号までの期間のうちに前項各号に掲げる
 期間があるときにおけるその者に対する同項
 の規定の適用については、同項各号中「五年」
 とあるのは、「十年」とする。

第十一条の二第二項中「第七十六条の二」を「第七十六条の二第二項」に改める。

第十三条第二項中「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第二十二條第二項中「一百五十分の一」と「三十分

の二」を百五十分の一と三分の二（その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超

「九十分の一」と「三百分の一」を「九十分の一」と「三百分の一」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)に、「百八十分の一・一と三十分の一」に

百分の二」を「百八十分の一・一と三分の一」(その超える期間の年数と前二号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改める。

第三十一条第二項第一号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同項第二号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける者が、八十歳以上である場合におけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各

号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第三十二条の第三項中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特例による遺族年金に係る加算)

第三十二條の四 新法第八十八條の五の規定は、第三十一條の二、第三十二條又は前條の場合について準用する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 新法第八十八条第一号の規定によ

ある場合には、同条の規定を適用して算定した額）が当該年金を受ける者について次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当分の間、これらの額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける遺族につきその妻の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの（以下「扶養遺族」という。）がない場合又は（以下「扶養遺族」という。）がない場合又は扶養遺族が一人である場合 六十万二百円
二 扶養遺族が二人以上である場合 六十二万二千二百円

2 前項の遺族年金を受ける者が当該遺族年金

に依る組合員又は組合員であつた者の死亡についで恩給法による扶助料、旧法による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するとき、その該当する間は、同項中「六十万二百円」とあり、及び「六十二万四千二百円」とあるのは、「五十六万四千二百円」として、同項の規定を適用する。

3 新法第八十八条第一号の規定による遺族年金を受ける者に扶養遺族があるときは、第一項各号に掲げる額（前項の規定の適用を受はる場合には、同項の規定を適用した場合の）

額)に、扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)を加えた額を当該各号に掲げる額として、第一項の規定を適用する。

第四十一条第三項中「及び第四十一条の三」を、第四十一条の三及び第四十一条の四に改める。

第四十一條の二第三項中「第三十二條の三」又は第三十三條を「又は第三十二條の三」に改める。

第七章中第四十一条の三の次に次の一条を加える。

（再雇職員の保身並に年金の密納員）の新設
（措置）
第四十一条の四 第四十一条第一項各号に掲

受ける權利を有することとなる者を除く。の）
遺族」と、同号及び第八十八條の二から第八
十八條の五まで」とあるのは「同号及び施行法
第十八條の五等」一頁二、の）と應付する施行法

第四十一条第一項において適用する旅行支給金、三十一条の二から第三十二条の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは「施行法」

第四十一条第一項において準用する施行法第四十一条第一項の規定により算定した金額（その死亡した者が退職一時金の額の算定につき施行法第十九条の規定を受けた場合）又は施行法第四十一条第一項において準用する施行法第十二条第一項各号に掲げる者である場合には、その算定した金額から施行法第四十一条の二第二項各号に掲げる金額又は施

法第四十一条第一項において準用する施行法第十二条第一項各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)の百分の五十」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「施行法第四十一条の四において読み替えられた第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「施行法第四十一条の四において読み替えられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条において読み替えられた第一項」とする。

第四十五条第二項中「三分の一」を「三分の一(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第三項中「三分の一」とあるのは、「三分の一(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)」を「五年」とあるのは、「十年」に改める。

第四十五条の三第二項中「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第四十七条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第八十八条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第四十八条中「簡便等の恩給法の俸給年額」との下に、「同条第三項中「同項各号」とあるのは「同項第一号」とを加え、「第三十三条中「第十二条第一項各号」とあるのは「第十二条第一項第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」とを削る。

第四十八条の二第二項中「第八項まで」を「第四項まで及び同条第五項から第八項まで」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第八十八条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第八章第二節中第四十八条の四の次に次の一条を加える。

(再就職者に係る簡便等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

第四十八条の五 第四十一条の四の規定は、前条に規定する者について準用する。この場合において、第四十一条の四中「施行法第四十一条第一項において準用する施行法第八十八条又は第九十条」とあるのは「施行法第四十八条の四において準用する施行法第四十四条第一項又は第二項」と、「施行法第四十一条第一項において準用する施行法第三十一条の二から第三十二条の四まで」とあるのは「施行法第四十八条の四において準用する施行法第四十八条の二」と、「施行法第四十一条第一項において準用する施行法第四十一条第一項」とあるのは「施行法第四十一条第一項」とする。

「施行法第四十一条の四」を「施行法第四十一条の四」に改め、同条の備考第三中「六万四千円」を「七万二千円」に、「一万八千円」を「二万四千円」に、「四万二千円」を「四万八千円」に改める。

第四十条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項第十号中「第二号の八」を「第二号の九」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中国公務員共済組合法附則第三条の二及び附則第十四条の二の改正規定 公布の日

二 第二条中国公務員共済組合法第七十六条第二項ただし書、第七十六条の二、第七十八条第二項から第四項まで、第七十九条第四項及び第五項、第七十九条の二第三項第一号、第八十二条、第八十二条の二、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条の二第一号、第八十八条の三第一項並びに第八十八条の四第一項及び第二項第二号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十三条の二第三項、附則第十三条の六第一項、附則第十三条の七第一項及び別表第三の改正規定、第三条中国公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三十一条の二第一項、第十三条第二項及び第三十二条の三第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十五条の三第二項、第四十七条の二並びに第四十八条の二の改正規定並びに附則第二条の規定 昭和五十一年八月一日

三 第二条中国公務員共済組合法目次、第二条、第十九条第二項、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十五条、第七十二条第一項、第七十四条、第八十一条第一項第二号及び第二項、第八十三条第五項並びに第八十七条第一項及び第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第八十八条第三号及び第九十二条の見出しの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第九十三条第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに別表第二の二の改正規定、第三条中国公務員共済組合法の長期給付に関する施行法目次及び第四十一条第三項の改正規定、第四十一条の三の次に一

条を加える改正規定、第四十八条の四の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条から附則第五条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(退職年金等の額に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十六条第二項ただし書、第七十六条の二、第七十八条第二項から第四項まで、第七十九条第四項及び第五項、第八十二条、第八十二条の二、第八十五条第四項から第八項まで、第八十八条の二第一号、第八十八条の三第一項、第八十八条の四、第八十八条の五、附則第十三条の二第三項、附則第十三条の六第一項並びに附則第十三条の七第一項の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十三条の二第一項、第十三条第二項、第三十二条の三第一項、第三十二条の四、第四十五条の三第二項、第四十七条の二及び第四十八条の二の規定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

2 改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十一年四月一日から昭和五十一年七月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

(廃疾年金及び廃疾一時金に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第八十一条第一項第二号又は第八十七条第一項若しくは第二項の規定は、公務によらない病気又は負傷及びこれらにより生じた病状(以下「傷病」という。)について附則第一条第三号に定める日(以下「一部施行日」という。)前に療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、一部施行日以後も、

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

四四六

なおその効力を有する。

2 一部施行日の前日において廃疾年金を受ける権利を有しない者について、一部施行日の一年六月前の日から改正後の法第八十一条第二項の規定が適用されていたとすれば、一部施行日前にその者が廃疾年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には一部施行日の属する月から改正後の法第八十条第一項の規定による廃疾年金を支給する。

(他の公的年金制度から退職年金が支給される場合の経過措置)

第四条 改正後の法第九十二条の二の規定は、一部施行日の前日において現に改正前の法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

(通算遺族年金に関する経過措置)

第五条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)附則第十九条第一項又は第二項に規定する者は、改正後の法第九十二条の三の規定の適用については、改正後の法第七十九条の二第二項第一号に該当するものとみなす。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第六条 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和五十一年七月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年六月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(端数処理に関する経過措置)

第七条 改正後の法第百十五条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた事由に基づいて行行長期給付を受ける権利の決定又は長期給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行行長期給付を受ける権利の決定又は長期給付の額の改定については、なお従前の例による。

(任意継続組合員に関する経過措置)

第八条 改正後の法第百二十六条の五第一項の規定は、施行日以後に退職した組合員であつた者

について適用し、施行日前に退職した組合員であつた者については、なお従前の例による。

(長期に在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第九条 改正後の施行法第三十一条第二項及び第三項、第三十二条第二項、第三十一条第二項及び第三項並びに第四十五条第二項及び第三項の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(公務員等による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第十条 改正後の施行法第三十三条及び別表の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(長期に在職者等の退職年金等の最低保障)

第十一条 組合員又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。)第二条第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一条第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。)が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る国家公務員共済組合法(以下「法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。)以下同じ。で次の各号に掲げる額に満たないときは、その額が、当該各号に掲げる額に、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が当該退職年金を受ける最短期間(以下「退職年金の最

短年金年限」という。)に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十七万五千円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十万七千五百円

三 法の規定による遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 二十万七千五百円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 二十万七千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十三万七千五百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合においては、前項の規定により算定した額に、当該各号に掲げる額を加えた額をもって、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円

3 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子が有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

4 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。

5 第一項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

理由

国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、退職年金等の最低保障額の引上げ、廃疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、任意継続組合員の組合員期間の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」(以下「旧令特別措置法」という。)、昭和三十三年改正前の旧「国家公務員共済組合法」(以下「旧法」という。)、及び現行の「国家公務員共済組合法」(以下「新法」という。)(の規定により現に支給されている退職年金等について、別途国会に提出されている「恩

給法等の一部を改正する法律案」による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げるほか、廃疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設等所要の措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 既裁定年金の年金額の引上げ

恩給における措置に準じ、旧令特別措置法、旧法及び新法に基づく年金のうち、昭和五十年三月三十一日以前に給付事由が生じたものについて、その年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を昭和五十年の公務員給与の改善内容に準じて増額することにより、昭和五十一年七月分から年金額を引き上げることに。

2 年金額算定方式の改善

通算退職年金等の額の算定方式中の定額部分の額を引き上げるとともに、その加算期間の上限を五年間延長して三十五年とするに。

3 廃疾給付及び遺族給付の改善

(1) 公務によらない廃疾年金の認定日の改善
継続療養給付等を受けている者に係る公務によらない廃疾年金支給のための廃疾認定日を、療養の給付等の開始後三年を経過した時とされているのを一年六月を経過した時と改めること。

(2) 公務によらない廃疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和

公務によらない廃疾年金、廃疾一時金及び遺族年金について、他の公的年金制度の加入期間を組合員期間とみなしたならば組

合員期間が一年以上となるときは、受給資格を満たしたものとすること。

(3) 寡婦加算制度(仮称)の創設

夫の死亡に係る遺族年金を受ける配偶者に遺族である子がいる場合又は当該配偶者が六十歳以上である場合には、遺族である子の数等に応じた加算を行うこと。

(4) 扶養加給額の引上げ

遺族年金の扶養加給の額を増額することに。

(5) 通算遺族年金制度の創設

通算退職年金の受給権者が死亡したときは、その者の遺族に通算遺族年金を支給することとするに、この制度の実施に伴う所要の調整措置を講ずること。

4 新法に基づく退職年金等の最低保障額の引上げ

厚生年金保険における基本年金額の定額部分が引き上げられること等に伴い、新法に基づく退職年金等の最低保障額の改善を図ることに。

5 恩給公務員期間等を有する者に対する特例の改善等

(1) 高齢者の退職年金等の年金額の計算の特例
恩給における措置に準じ、七十歳以上の高齢者等に対する年金額の割増し措置の改善を行うこと。

(2) 遺族加算制度(仮称)の創設
恩給における措置に準じ、公務関係の遺族年金の最低保障等について、その受給者が有する扶養遺族の数に応じた特別の加

算を行うこと。

(3) 公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額の引上げ等
恩給における措置に準じ、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げるとともに、これらの年金に係る扶養加給の年額を引き上げること。

(4) 長期に職した退職年金受給者等の年金の最低保障額の引上げ
恩給における措置に準じ、長期に職者等の受給する退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げること。

6 短期給付の任意継続組合員制度の改善
退職者に係る任意継続組合員の加入期間を一年延長して二年とするに、掛金の軽減等の措置を講ずること。

7 掛金等の最高限度額の引上げ
掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額について、公務員給与の引上げ等を考慮し、三十四万円(現行三十一万円)に引き上げること。

8 施行期日
施行日は、昭和五十一年七月一日とすること。ただし、2、3の(3)、3の(4)及び4については、昭和五十一年八月一日とし、3の(1)、3の(2)及び3の(5)については、政令で定める日とすること。

二 議案の可決理由

恩給における措置に準じ、国家公務員共済組合等からの年金の額を引き上げるとともに、廃疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善等所要の措置を講ずる

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

ことは時宜に適合するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和五十一年度において約百八十二億五千二百万円と見込まれているが、このうち追加費用等として措置される部分を除き、旧年金関係の増加所要額約十四億五千百万円は、昭和五十一年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十一年四月二十八日

大蔵委員長 田中 六助

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の給付に要する費用の負担及びその給付内容の改善については、他の公的年金制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずるよう検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金については、国民の生活水準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価の上昇等を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に進めること。

三 長期給付の財源方式については、他の公的年金制度との均衡を考慮しつつ、その負担区分の

あり方について検討すること。

四 旧令、旧法による年金額の改善については、引き続き一層努力すること。

五 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合間制度間の差異について、早急に是正するよう検討するとともに、国家公務員等退職手当法第五条の二に規定する公共企業体職員の退職手当について速やかに改善措置を講ずるよう検討すること。

六 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

七 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向が更に反映されるよう努めること。

八 公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置について検討すること。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右

昭和五十一年三月二十五日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年

金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「並びに次条第三項、第五項及び第七項」を、「次条第三項、第五項及び第七項並びに第一条の九第二項、第四項及び第六項」に改める。

第一条の八の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における旧法による退職年金等の額の改定)

第一条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給(同条第四項若しくは第六項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は前条第七項若しくは第八項の規定により同条第七項の表の下欄に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第五項の規定により改定された年金については、その改定年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給)に対応する別表第一の十二の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前条第二項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係る

ものに対する前項の規定の適用については、同項中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年限との差年数のうち、五年(当該年金が八十歳以上の者に係る年金である場合に於ては、十年。以下この項において同じ。)に達するまでの年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の二(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の二)、五年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の一(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一)に相当する金額の十二倍に相当する金額を加えた額」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

四四八

3 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。)については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

6 次の表の上欄に掲げる年金については、第

一項又は第四項の規定により改定された額が、同表の中欄に掲げるその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額

に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

年 金	実在職した期間	金 額
旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金で六十五歳以上の者が受けるもの	最短期間 九年以上最短期間未滿	五十五万円 四十一万二千五百円
旧法の規定による退職年金に相当する年金で六十五歳未滿の者が受けるもの	最短期間 九年以上最短期間未滿	四十一万二千五百円 二十七万五千円
旧法の規定による障害年金に相当する年金で六十五歳未滿の者が受けるもの	最短期間 九年以上最短期間未滿	四十一万二千五百円 二十七万五千円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者が又は六十五歳未滿の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短期間 九年以上最短期間未滿	二十七万五千円 二十万六千三百円
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳未滿の妻、子及び孫を除く者が受けるもの	最短期間 九年以上最短期間未滿	二十万六千三百円 十三万七千五百円

7 第一項、第三項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第三項から前項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。ただ

し、その者が当該年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料、次条第一項に規定する殉職年金若しくは障害遺族年金若しくはこれらに類する年金又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金に類する年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合は、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。）

る場合を除く。）二万四千円

9 第一項、第三項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十五歳未滿の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

第二条の八の次に次の一条を加える。

（昭和五十一年度における旧法による障害年金等の額の改定）

第二条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給（同条第五項の規定により改定された年金又は同条第九項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額）に改定する。

は障害遺族年金を受ける七十歳未滿の妻、子若しくは孫に係るものに対して前項の規定を適用する場合について準用する。

3 次の各号に掲げる年金については、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十二に定める障害の等級に該当する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額）

二 殉職年金 五十六万四千二百円

三 障害遺族年金 四十二万三千二百円

4 前三項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に、二万四千円（その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万六千円）を加えた額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

一 殉職年金 六十万二千二百円

二 障害遺族年金 四十五万九千二百円

5 前項の規定は、同項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの年金に係る当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法の規定による扶助料若しくはこれに類する年金又は殉職年金若しくは障害遺族年金に類する年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、適用しない。

6 第三項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、同

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び同報告書

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

項第二号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については七万二千元、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき二万四千元）（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万八千元）を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

第三項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、同項第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき二万四千元）
二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに係る年金に限る。）については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第三条第一項中「第三条の八」を「第三条の九」

和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律に改める。

第三条の八の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年度における法による退職年金等の額の改定)
第三条の九 昭和四十九年三月三十一日以前に

法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項、第三項又は第四項の規定により改定された年金額（法第五十九条、第五十九条の二又は附則第六条の四（法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がないものとした場合の年金額）の算定の基礎となつている俸給年額（前条第二項又は第五項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については前条第一項又は第四項の規定により、同条第六項又は第八項の規定により同条第六項の表の下欄に掲げ

る額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額）をもつて改定年金額とした年金については同条第一項、第三項又は第四項の規定により、それぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額（法第五十九条、法第五十九条の二又は附則第六条の四の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がないものとした場合のもの、改定年金額）の算定の基礎となるべき俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額にその額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額と）し、当該俸給年額が六十五万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えて得た額とする。）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定し

た額に改定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

3 昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月

三十日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定では遺族年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、当該組合員の法の退職當時の法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とし、当該俸給年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えて得た額とする。）を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

4 次の表の上欄に掲げる年金については、第
一項又は前項の規定により改定された額（遺

四五〇

族年金については、その額につき法第五十九条の三の規定の適用がある場合（同条の規定が昭和五十一年七月一日から適用されるとするならば同条の規定が適用されることとなる場合を含む。）には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間であつて法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。）の区分に対応する同表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。）に満たないときは、その額を当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

年	金	実在職した期間	金	額
法の規定による退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	法の規定による退職年金を 受ける最短期間（以下「最短 年金年限」という。）以上	五十五万円		
法の規定による退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短期間未満 九年以上最短期間未満	四十二万二千五百円 二十万七千五百円		
法の規定による退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期間未満 最短期間未満	二十七万五千円 二十七万五千円		
法の規定による遺族年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短期間未満 九年以上最短期間未満	二十七万五千円 二十万六千三百円		
	九年以上最短期間未満	十三万七千五百円		

法の規定による遺族年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受けるもの

最短年金年限以上	二十万六千三百円
最短年金年限未満	十三万七千五百円

5 昭和五十年四月一日から昭和五十一年六月三十日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、前項の規定に準じてその額を改定する。

6 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改定する。

7 前三項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合に、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法の規定による扶助料、旧法の規定による遺族年金に相当する年金その他の年金の支給を受ける場合であつて法令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千円

8 第四項又は第五項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した

日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

第四條第一項中「前二条」を「前三条」に改める。

第四條の三の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における法による通算退職年金の額の改定)

第四條の四 昭和四十九年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金(法第六十一條の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ)については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項若しくは第二項、同条第三項において準用する第四條の二第三項、前条第六項又は同条第七項において準用する第四條の二第三項の規定により改定された年金の額の算定の基礎となつて通算退職年金の仮定俸給(前条第四項又は第八項において準用する第一條第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第三項又は第七項において準用する第四條の二第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給)に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えて得た額)を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があつたときは、これを切り捨て得た額)を、第四條第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

あるときは、これを切り捨て得た額)を第四條第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七條第一項に規定する俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えて得た額)を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があつたときは、これを切り捨て得た額)を、第四條第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第四條の二第三項の規定は、前二項の規定別表第一の十二(第一條の九、第二條の九関係)

の適用を受ける年金について準用する。この場合において、同条第三項中「昭和四十九年九月分以後」とあるのは「昭和五十一年七月分以後」と、「前二項の規定により」とあるのは「第四條の四第一項又は第二項の規定により」と読み替へるものとする。

4 第一條第六項の規定は、前項において準用する第四條の二第三項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 法第六十一條の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各号の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

6 前各項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の算定については、昭和五十一年八月分以後、第四條第一項第一号及び第四條の二第三項第二号中「千円」とあるのは、「千六百五十円」とする。

第七條第一項中「第二條の八」を「第二條の九」に改め、同条第二項中「第四條の三」を「第四條の四」に改める。

別表第一の十一の次に次の一表を加える。

別表第一の十一の仮定俸給	仮定俸給
四三、七八〇円	四八、八一〇円
四五、七六〇	五一、〇二〇
四七、七九〇	五三、二九〇
四九、八一〇	五五、五三〇
五一、八六〇	五七、八三〇
五三、一四〇	五九、二五〇
五四、四三〇	六〇、六八〇
五五、九二〇	六二、三一〇
五八、〇三〇	六四、六一〇
五九、八六〇	六六、六〇〇
六一、五五〇	六八、四五〇

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

四五二

六三、六二〇	七〇、七〇〇
六五、六九〇	七二、九六〇
六七、九七〇	七五、四四〇
七〇、二六〇	七七、九四〇
七三、一〇〇	八一、〇六〇
七四、九〇〇	八三、〇四〇
七七、二三〇	八五、六二〇
七九、四九〇	八八、一一〇
八四、〇一〇	九三、〇八〇
八五、二一〇	九四、四一〇
八八、六八〇	九八、二二〇
九三、二八〇	一〇三、三二〇
九八、三八〇	一〇八、九三〇
一〇〇、九八〇	一一一、八〇〇
一〇三、四五〇	一一四、五三〇
一〇六、九九〇	一一八、四三〇
一〇九、〇八〇	一二〇、七三〇
一一五、一三〇	一二七、四二〇
一一八、一三〇	一三〇、七二〇
一二一、二七〇	一三四、一八〇
一二七、三一〇	一四〇、八五〇
一三三、四二〇	一四七、五八〇
一三四、九九〇	一四九、三二〇
一四〇、〇三〇	一五四、八八〇
一四七、一八〇	一六二、七七〇
一五四、二七〇	一七〇、五八〇
一五八、六三〇	一七五、四〇〇
一六二、九〇〇	一八〇、一〇〇
一七一、五六〇	一八九、六五〇
一八〇、二一〇	一九八、九九〇
一八一、九三〇	二〇〇、八二〇
一八八、八二〇	二〇八、一三〇
一九七、五一〇	二一七、三六〇
二〇六、一八〇	二二六、五七〇
二一四、七八〇	二三五、七一〇
二二〇、一九〇	二四一、四五〇
二二五、九九〇	二四七、六一〇
二三七、一三〇	二五九、四四〇

別表第三の十一の次に次の一表を加える。
別表第三の十二(第二条の九関係)

別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給	率
二二五、七一〇以上のもの	二三・〇割
二二七、三六〇円を超え二三五、七一〇円未満のもの	二三・八割
二〇八、一三〇円を超え二二七、三六〇円以下のもの	二四・五割
二〇〇、八二〇円を超え二〇八、一三〇円以下のもの	二四・八割
一四〇、八五〇円を超え二〇〇、八二〇円以下のもの	二五・〇割
一三四、一八〇円を超え一四〇、八五〇円以下のもの	二五・五割
一二〇、七三〇円を超え一三四、一八〇円以下のもの	二六・一割
九八、二二〇円を超え一二〇、七三〇円以下のもの	二六・九割
九四、四一〇円を超え九八、二二〇円以下のもの	二七・四割
八八、一一〇円を超え九四、四一〇円以下のもの	二七・八割
八五、六二〇円を超え八八、一一〇円以下のもの	二九・〇割
八三、〇四〇円を超え八五、六二〇円以下のもの	二九・三割
七二、九六〇円を超え八三、〇四〇円以下のもの	二九・八割

二四八、四一〇	二七・一、四二〇
二五四、〇八〇	二七・七、四四〇
二五九、五七〇	二八・三、一五〇
二七〇、七七〇	二九・四、八三〇
二七五、八七〇	三〇・〇、一三〇
二八一、九六〇	三〇・六、二九〇
二九三、一一〇	三一・七、四四〇
三〇五、三二〇	三二・九、六五〇
三一五、五九〇	三三・五、九三〇
三一七、五三〇	三四・一、八六〇
三二九、七五〇	三四・八、〇八〇
三三九、七八〇	三五・四、一一〇
三四一、九三〇	三六・六、二七〇
三四四、一一〇	三七・八、四四〇
三六〇、一三〇	三八・四、四七〇
三六六、三〇〇	三九・〇、六三〇
三七九、八二〇	四〇・四、一五〇
三九三、三六〇	四一・七、六九〇
四〇〇、〇三〇	四二・四、三六〇
四〇六、八八〇	四三・一、二一〇

六四、六一〇円を超え七二、九六〇円以下のもの	三〇・二割
六二、三一〇円を超え六四、六一〇円以下のもの	三〇・九割
六〇、六八〇円を超え六二、三一〇円以下のもの	三一・九割
五九、二五〇円を超え六〇、六八〇円以下のもの	三二・七割
五七、八三〇円を超え五九、二五〇円以下のもの	三三・〇割
五五、五三〇円を超え五七、八三〇円以下のもの	三三・四割
五五、五三〇円以下のもの	三四・五割

別表第四の備考二(大正十二年法律第四十八号)を削る。
別表第四の十一の次に次の一表を加える。
別表第四の十二(第二条の九関係)

障害の等級	年	金	額
一級		二、四四五、〇〇〇円	
二級		一、九八〇、〇〇〇円	
三級		一、五八九、〇〇〇円	
四級		一、一九八、〇〇〇円	
五級		九二九、〇〇〇円	
六級		七〇九、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、一九八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、三九三、五〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第七の次に次の一表を加える。
別表第八(第三条の九、第四条の四関係)

俸給	年	額	率	金	額
六五二、〇〇〇円未満のもの			一・一一五		
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの			一・〇九〇	一六、三〇〇円	
八六一、五三八円以上一、〇二一、四三九円未満のもの			一・一〇三	五、一〇〇円	
一、〇二一、四三九円以上一、〇四五、〇〇〇円未満のもの			一・〇六二	九一、三〇〇円	
一、〇四五、〇〇〇円以上一、三三八、五七一円未満のもの			一・〇四二	一五二、二〇〇円	
一、三三八、五七一円以上のもの			一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円	

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を次のように改める。

2 短期給付の額について、一円未満の端数があるときはこれを二円に切り上げ、長期給付の額について、五十円未満の端数があるときは又はその全額が五十円未満であるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは又はその全額が五十円以上百円未満であるときはこれを百円に切り上げるものとする。

第十八条第二項及び第二十三条前段中「遺族年金」を「遺族年金、通算遺族年金」に改める。

第二十五条第一項中「次に掲げる者」の下に「(第六十一条の四の場合にあつては、組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するもの)」を加える。

第二十六条第一項中「給付」の下に「(通算遺族年金を除く。次条において同じ。)」を加える。
第四十八条第七号から第九号までを次のように改める。

七 通算退職年金

八 返還一時金

九 通算遺族年金

第五十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その年額が五十五万二千円に満たないときは、五十五万二千円とする。

第五十条第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「二万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第五十条の二第三項中「同条第二項の規定又は同項」を「同条第二項本文の規定又は同項本文」に、「年額」を「年額とし、改定前の退職年金の年額について、同条第二項ただし書の規定

の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額とする。」に改め、同条第四項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「二万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第五十三条の二第二項中「同条第二項の規定又は同項」を「同条第二項本文の規定又は同項本文」に、「年額」を「年額とし、改定後の退職年金の年額について、同条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額とする。」に、「差額」を「差額とし、その退職年金の年額について、同条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額を基礎として算定した減額退職年金の年額とその退職年金の年額との差額とする。」に改める。

第五十四条第四項中「千円」を「千六百五十円」に改める。

第五十五条第一項中「組合員となつて二年以上経過した」を「組合員期間(通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第四条第一項各号に掲げる期間(組合員期間以外の期間で政令で定めるものに限る。以下「公的年金期間」という。)を有する組合員で組合員期間が二年未満であるものにあつては、当該公的年金期間と組合員期間とを合算した期間(以下「公的年金合算期間」という。))が二年となつた」に、「三年」を「一年六月」に、「なかつた時又はなおらない」を「治つた時又は治らない」に、「第五十七条」を「次条」に改め、「状態にあるとき」の下に、「又はその退職の時から五年以内に同表に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該金額が、第一号の場合にあつては六十六万九千円、第二号の場合にあつては五十五万二千円、第三号の場合にあつては三十九万六千円に満たないときは、それぞれ

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及
び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

四五四

その金額を廃疾年金の年額とする。

第五十五条第三項第一号中「年数が」の下に「二年以上」を加え、「場合」を「場合及び組合員期間が二年未満であり、かつ、公的年金計算期間が二年以上である場合」に、「二十四万円」を「二十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第五十六条第一項中「軽減したとき」の下に、「又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたとき」を加える。

第五十七条第一項中「退職の時の下に」(療養又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第三十六条第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間に治つた時又は治らないがその期間を経過した時。次項において同じ。)を加え、同条第二項中「組合員となつた後二年を経過しない間」を「組合員期間(公的年金期間を有する組合員で組合員期間が二年未満であるものにあつては、公的年金計算期間)が二年となる前」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(廃疾年金と退職一時金等との調整)

第五十七条の二 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者(その後再びもとの組合の組合員となつた者を除く)でその後廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給するときは、その者に、政令で定めるところにより、第五十五条第二項又は第三項の規定により算定した額からその支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として算定した額を控除した額に相当する金額を支給する。

(公的年金計算期間を有する組合員に係る廃疾年金等)

第五十七条の三 組合員期間が二年未満であり、かつ、公的年金計算期間が二年以上である組合員であつた者に係る廃疾年金又は廃疾一時金については、第五十五条から前条までに定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第五十八条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「死亡したとき」の下に「又は組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金計算期間が一年以上である組合員が死亡したとき(その者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金(政令で定めるものに限る)又はその遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有するものを除く。)」を加え、同条第二項第二号中「一年以上」を削り、同条第三項中「二万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第五十九条第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第五十九条の二 中「三十五万四千円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十九条の三 前三条の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合においては、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による扶助料、旧国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の法律による改正前の日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。以下「旧法」という。の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限

りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千円

2 遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合においては、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

(遺族年金の額の調整)

第五十九条の四 組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡した場合において、その者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金(政令で定めるものに限る)又はその遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けるときは、遺族年金の年額は、第五十八条第二項第二号及び第三項並びに第五十九条から前条までの規定にかかわらず、当該支給を受けることができる間、その死亡した者の俸給年額の百分の一に相当する額に組合員期間の年数を乗じて得た金額(退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあっては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)に満たないときは、その金額を遺族年金の年額とする。

第六十一条の二 第一項中「昭和三十六年法律第八十一号」を削り、同条第三項中「千円」を「千六百五十円」に改める。

第六十一条の四 第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金

の支給を受ける権利を有する者があつたときは、この限りでない。

第六十一条の四 第二項中「前条」を「第六十一条の三」に改め、同条を第六十一条の五とし、第六十一条の三の次に次の一条を加える。

(通算遺族年金)

第六十一条の四 第六十一条の二第二項の規定により通算遺族年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところにより、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その遺族が、同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金(政令で定めるものに限る)又はその遺族年金に相当する

年金として政令で定める年金を受ける権利を有する者(厚生年金保険法第三十八条第一項その他政令で定める法令の規定により当該年金の全部が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く)であるときは、この限りでない。

2 通算遺族年金の年額は、その死亡した者に係る第六十一条の二第三項から第五項までの規定による通算遺族年金の年額の百分の五十に相当する金額とする。

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条及び第六十六条から第六十八条まで並びに通算年金通則法第四条から第十条までの規定は、通算遺族年金について準用する。

第六十二条の前に次の一条を加える。
(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族年金等)

第六十一条の六 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族年金、通算遺族年金又は死亡一時金については、第五十八条から第六十一条まで、第六十一条の四及び前条に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第七十三条第二項中(昭和二十九年法律第十五号)を削る。

第八十二条の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するもの」を「を基礎」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

附則第二条中「旧国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。この法律による改正前の日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。以下附則第二十九条までにおいて「旧法」という。を「旧法」に改める。

昭和五十一年五月六日 衆議院会議録第十五号

附則第三条の二中「二年」を「四年」に改める。
附則第四条第二項中(大正十二年法律第四十八号)を削る。

附則第六条第四項中「組合員期間一年以上二十年未満の更新組合員が死亡した場合におけるその者」を「第五十八条第一項の場合において、当該組合員が組合員期間二十年未満の更新組合員であるときにおける当該更新組合員」に、「第五十八条第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

附則第六条の二第一項第一号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同項第二号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第三項を次のように改める。

3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者の組合員期間のうち第一項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「十年」と読み替えるものとする。

附則第六条の二第七項第一号中「六百分の一」を「六百分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一)に改め、同項第二号中「六百分の一」を「六百分の二」(その超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一)に改め、同条第九項を次のように改める。

9 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間のうち第七項各号に掲げる期間があるときは、その者に係る遺族年金を受ける者が八十

歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「十年」と読み替えるものとする。

附則第六条の四第一項中「四十二万一千二百円」を「五十五万二千円」に改め、同条第二項中「三十五万四千円」を「四十三万二千円」に改める。

附則第十七条の二の次に次の一条を加える。
(再就職者に係る遺族年金の特例)

第十七条の三 更新組合員であつた者で再びもとの組合の組合員となつたものに対する第五十九条の四の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その者の遺族」とあるのは「その者(附則第十七条の二において準用する附則第九条から第十一号までの規定による退職年金若しくはこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有していた者又はその者の死亡を退職とみなしたならばこれらの規定による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く)の遺族」と、「第五十八条第二項第二号及び第三項並びに第五十九条から前条まで」とあるのは「第五十九条、第五十九条の三並びに附則第十七条の二において準用する附則

則第六項第四項及び第五項、第六項の三第二項、第六項の四第二項並びに第十四条の三」と、「組合員期間の年数」を乗じて得た金額とあるのは「組合員期間の年数」を乗じて得た金額から、その者に係る附則第五項第一項各号に掲げる期間につき、附則第六項第一項の規定の例により算定した減算すべき金額の二分の一に相当する額を減じて得た金額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第十七条の三において読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

則第六項第四項及び第五項、第六項の三第二項、第六項の四第二項並びに第十四条の三」と、「組合員期間の年数」を乗じて得た金額とあるのは「組合員期間の年数」を乗じて得た金額から、その者に係る附則第五項第一項各号に掲げる期間につき、附則第六項第一項の規定の例により算定した減算すべき金額の二分の一に相当する額を減じて得た金額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第十七条の三において読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

附則第二十四条第七項中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に改め、同条第十一項中「第六十一条の四第二項」を「第六十一条の五第二項」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第四十三条関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第五十二条関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第五十四条、附則第七條の二、附則第八條関係)」に改める。

別表第三の二を次のように改める。

別表第三の二(第五十四条関係)

退 職 時 の 年 齢	率
十八歳未満	一・〇九
十八歳以上二十三歳未満	一・三五
二十三歳以上二十八歳未満	一・七七
二十八歳以上三十三歳未満	二・三一
三十三歳以上三十八歳未満	三・〇二
三十八歳以上四十三歳未満	三・九四
四十三歳以上四十八歳未満	五・一二
四十八歳以上五十三歳未満	六・六七
五十三歳以上五十八歳未満	八・八一
五十八歳以上六十三歳未満	一〇・九六
六十三歳以上六十八歳未満	九・九〇

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

六十八歳以上七十三歳未満
七十三歳以上

八・三三
六・二四

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第二十五
条、第五十一条、第五十五条、第五十七条、第
六十条、第六十一条関係)」に改める。
別表第五中「別表第五」を「別表第五(第五十七
条関係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(附則第八
条、附則第十八条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中公共企業体職員等共済組合法附則
第三条の二の改正規定 公布の日

二 第二条中公共企業体職員等共済組合法第五
十条第二項にただし書を加える改正規定、同
条第三項第一号、同法第五十条の二第三項及
び第四項第一号、第五十三条の二第二項及び
第五十四条第四項の改正規定、同法第五十
五条第二項にただし書を加える改正規定、同
条第三項第一号の改正規定(次号に掲げるも
のを除く)、同項第三号及び第四号、同法第五
十八条第三項、第五十九条第一項並びに第五
十九条の二の改正規定、同条の次に二条を加
える改正規定(次号に掲げるものを除く)、
同法第六十一条の二第三項、附則第二条、附
則第四条第二項及び附則第六条の四の改正規
定並びに附則第三条 昭和五十一年八月一日

三 第二条中公共企業体職員等共済組合法第十
八条第二項、第二十三条前段、第二十五条第
一項、第二十六条第一項、第四十八条第七号
から第九号まで及び第五十五条第一項の改正
規定(次号に掲げるものを除く)、同条第三
項第一号の改正規定(年数が「二」年以下に
上」を加え、「場合」を「場合及び組合員期間が

二年未満であり、かつ、公的年金合算期間が
二年以上である場合」に改める部分に限る。)、
同法第五十七條第二項の改正規定、同条の次
に二条を加える改正規定(次号に掲げるもの
を除く)、同法第五十八條第一項及び第二項
第二号の改正規定、同法第五十九條の二の次
に二条を加える改正規定(同法第五十九條の
四に係る部分に限る)、同法第六十一条の二
第一項の改正規定、同法第六十一条の四第一
項にただし書を加える改正規定、同条第二項
の改正規定、同条第六十一條の五とし、第六
十一條の三の次に一条を加える改正規定、同
法第六十二條の前に一条を加える改正規定、
同法第七十三條第二項及び附則第六條第四項
の改正規定、同法附則第十七條の二の次に一
条を加える改正規定、同法附則第二十四條第
十一項及び別表第三の二の改正規定並びに附
則第四條第一項、第五條、第六條及び第二十
條 公布の日から起算して一年を超えない範
囲内において政令で定める日

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及
び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

四五六

二年未満であり、かつ、公的年金合算期間が
二年以上である場合」に改める部分に限る。)、
同法第五十七條第二項の改正規定、同条の次
に二条を加える改正規定(次号に掲げるもの
を除く)、同法第五十八條第一項及び第二項
第二号の改正規定、同法第五十九條の二の次
に二条を加える改正規定(同法第五十九條の
四に係る部分に限る)、同法第六十一条の二
第一項の改正規定、同法第六十一条の四第一
項にただし書を加える改正規定、同条第二項
の改正規定、同条第六十一條の五とし、第六
十一條の三の次に一条を加える改正規定、同
法第六十二條の前に一条を加える改正規定、
同法第七十三條第二項及び附則第六條第四項
の改正規定、同法附則第十七條の二の次に一
条を加える改正規定、同法附則第二十四條第
十一項及び別表第三の二の改正規定並びに附
則第四條第一項、第五條、第六條及び第二十
條 公布の日から起算して一年を超えない範
囲内において政令で定める日

四 第二条中公共企業体職員等共済組合法第五
十五條第一項の改正規定(「三年」を「一年六
月」に、「第五十七條」を「次条」に改め、「状態
にあるときの下に」又はその退職の時から
五年以内に同表に掲げる程度の廃疾の状態に
なつた場合において、その期間内にその者の
請求があつたとき」を加える部分に限る。)、
同法第五十六條第一項及び第五十七條第一項
の改正規定、同条の次に二条を加える改正規
定(同法第五十七條の二に係る部分に限る。)
並びに附則第四條第二項及び第三項 公布の
日から起算して一年六月を超えない範囲内に
おいて政令で定める日

(端数処理に関する経過措置)
第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体
職員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)
第十七條第二項の規定は、この法律の施行の日
(以下「施行日」という。))以後に給付事由又は改
定すべき事由が生じた長期給付について適用
し、同日前に給付事由又は改定すべき事由が生
じた長期給付については、なお従前の例によ
る。

(退職年金等の額に関する経過措置)
第三条 改正後の法第五十條第二項ただし書及び
第三項、第五十條の二第三項及び第四項、第五
十三條の二第二項、第五十五條第二項ただし書
及び第三項、第五十八條第三項、第五十九條第
一項、第五十九條の二、第五十九條の三、第六
十一條の二第三項並びに改正後の法附則第六條
の四(改正後の法附則第十七條の二及び第二十
六條第一項において準用する場合を含む。))の規
定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事
由が生じた給付について、同年八月分以後適
用する。

(廃疾年金及び廃疾一時金に関する経過措置)
第四条 第二条の規定による改正前の公共企業体
職員等共済組合法(以下「改正前の法」という。))
第五十五條第一項又は第五十七條第二項の規定
は、業務によらない病氣又は負傷及びこれらに
より生じた病氣(以下「傷病」という。))について
附則第一条第三号に定める日以前に療養又は療養
費の支給を受けたことがある者の当該傷病によ
る廃疾については、その日以後も、なおその効
力を有する。

2 前項に規定する者の当該傷病による廃疾につ
いては、同項の規定によりなお効力を有するも
のとされた改正前の法第五十五條第一項中「三
年」とあるのは「一年六月」と、「第五十七條」と
あるのは「第五十六條」と、「あるとき」とあるの
は「あるとき、又はその退職の時から五年以内
に同表に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合
において、その期間内にその者の請求があつた
とき」とする。

3 附則第一条第四号に定める日(以下「一部施行
日」という。))の前日において廃疾年金を受ける
権利を有しない者について、一部施行日の一年
六月前の日から改正後の法第五十五條第一項の
規定が適用されたとしたならば、一部施行
日前にその者が廃疾年金を受ける権利を有する
こととなるときは、その者(組合員となつて二
年以上経過した後業務によらないで病氣にか
かり、又は負傷した者に限る。))には一部施行日
の属する月から同項の規定による廃疾年金を支
給する。

(公的年金制度から遺族年金が支給される
場合の経過措置)
第五条 改正後の法第五十九條の四の規定は、附
則第一条第三号に定める日の前日において現に
改正前の法の規定による遺族年金を受ける権利
を有する者の当該遺族年金については、適用し
ない。

(遺族年金に関する経過措置)
第六条 遺族年金に創設するための関係法律
の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百
八十二号)附則第三十八條第一項に規定する者
は、改正後の法第六十一條の四の規定の適用に
ついては、改正後の法第六十一條の二第二項第
一号に該当するものとみなす。

(任意継続組合員に関する経過措置)
第七条 改正後の法第八十二條の三第一項の規定
は、施行日以後に退職した組合員であつた者に
ついて適用し、同日前に退職した組合員であつ
た者については、なお従前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)
第八条 改正後の法附則第六條の二(改正後の法
附則第十七條の二及び第二十六條第一項におい
て準用する場合を含む。))の規定は、施行日前に
給付事由が生じた給付について、昭和五十一年
七月分以後適用する。

(長期在職者の退職年金等の年額の最低保障)
第九条 施行日以後の退職(死亡を含む。))に係る

とき」とする。

昭和五十一年五月六日 衆議院會議録第十五号

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び同報告書

四五八

善

(1) 療疾年金の認定日の改善等

(イ) 継続療養給付等を受けている者に係る療疾年金支給のための療疾認定日を、療養の給付等の開始後三年を経過した時と改めること。

(ロ) 組合員が傷病のため退職したときから五年以内に所定の療疾状態となつた場合には療疾年金を支給するとともに、療疾年金の受給権者の療疾状態がその者の退職の時から五年以内に増進した場合に療疾年金の額を改定すること。

(2) 療疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和

療疾年金、療疾一時金及び遺族年金について、一の公的年金制度の加入期間を組合員期間とみなすこととしたならば、これらの長期給付の受給資格期間を満たすこととなるときは、その者又はその者の遺族にそれぞれ療疾年金、療疾一時金及び遺族年金を支給することとする。

(3) 扶養加給額の引上げ

遺族年金の扶養加給の額を増額すること。

(4) 寡婦加算制度(仮称)の創設

夫の死亡に係る遺族年金を受ける配偶者が遺族である子がいる場合又は当該配偶者が六十歳以上である場合には、遺族である子の数等に応じた加算を行うこと。

(5) 通算遺族年金制度の創設

通算遺族年金の受給権者が死亡したときは、その者の遺族に通算遺族年金を支給することとする。この制度の実施に伴う所要の調整措置を講ずること。

4 法に基づく退職年金等の最低保障額の引上げ

厚生年金保険における基本年金額の定額部分を引き上げられること等に伴い、法に基づ

く退職年金等の最低保障額の改善を図ること。

5 恩給公務員期間等を有する者に対する特例の改善等

(1) 老齢者の退職年金等の年金額の計算の特例

恩給における措置にない、七十歳以上の老齢者等に対する年金額の割増し措置の改善を行うこと。

(2) 遺族加算制度(仮称)の創設

恩給における措置にない、殉職年金等の最低保障額について、その受給者が有する扶養遺族の数に応じた特別の加算を行うこと。

(3) 旧法等に基づく退職年金等の最低保障額の引上げ

恩給における措置にない、殉職年金等及び長期在職者等が受給する退職年金等の最低保障額を引き上げること。

6 短期給付の任意継続組合員制度の改善

退職者に係る任意継続組合員の加入期間を一年延長して二年とするとともに、掛金の軽減等の措置を講ずること。

7 施行期日

施行日は、昭和五十一年七月一日とする。ただし、2、3の(3)、3の(4)及び4については、昭和五十一年八月一日とし、3の(1)、3の(2)及び3の(5)については、政令で定める日とすること。

二 議案の可決理由

恩給における措置にない、公共企業体の共済組合からの年金の額を引き上げるとともに、療疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善等所要の措置を講ずることは時宜に適合するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和五十一年度において三公社で約二百十三億三千万円と見込まれているが、追加費用等として措置される。

昭和五十一年四月二十八日

大蔵委員長 田中 六助

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の給付に要する費用の負担及びその給付内容の改善については、他の公的年金制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずるよう検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金について、国民の生活水準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価の上昇等を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に進めること。

三 長期給付の財源方式については、他の公的年金制度との均衡を考慮しつつ、その負担区分のあり方について検討すること。

四 旧令、旧法による年金額の改善については、引き続き一層努力すること。

五 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の差異について、早急に是正するよう検討するとともに、国家公務員等退職手当法第五条の二に規定する公共企業体職員等の退職手当について速やかに改善措置を講ずるよう

検討すること。

六 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

七 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向が更に反映されるよう努めること。

八 公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置について検討すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂坂町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)